

の有無の法律即ち國家命令の成立に妨なし然れども帝國議會の協賛なきの法律は無効なりと謂ふ恰も臣民の必ずしも國權と服従するを要せずと謂ふに異なることは此の制限を越ゆる行爲は國家の命令に非すとの趣意を有することある。へし然れども此の制限を超越するときは臣民の國家の命令に服従するを要せずとの趣意を有すること能ひざるなり國家は其の意志を以て自から行爲を束縛することを得へし然れども此の束縛の存在するハ其の意志の變更せざる間より限るものあり國家の意志にして一たひ變更するときハ前の意志の復た其の束縛の効力を有せず國家は決して其の意志を以て將來の意志の變更を杜絶すること能ひざるなり故又憲法か立法に對して一の制限を定むるときハ此の制限を越ゆるものハ國家の意志に非すとの趣意を有することを得へし此の制限を超越するときハ國家の意志も効力を有せずとの趣意を有することを得ざるなり裁判官の審査權を辯護するの論者中舉證の最も確實にして論鋒の最も精銳なるは余の知る所を以てすれば「ブランク」とす然れども余輩の氏か前述の論點を看過し從て其の論結の誤謬を來たしたることな

きやを疑ひざる能はず(法理年報第九卷第三百二十二頁参照)

然らば則ち帝國議會の協賛なきの法律の果して國家の命令に非ざるか是れ余輩の更に論究すべき所なり憲法第五條曰く天皇の帝國議會の協賛を以て立法權を行ふと故に日本憲法に依るときは天皇に属する所のものに當り立法權の体のみならず立法權の用も亦た天皇に属す帝國議會は單に立法權の行用と協賛するのみ自から元首と協同して立法權を行用するものと非す余輩は既に第四節に於て議會の協賛は元首の命令を發することに同意するものにして決して元首と共に命令を發するに非ざることを論せり故に議會の協賛の獨元首に對して効力を生することを得へし直接に臣民に對して効力を生すること能はざるなり例へ元首帝國議會の協賛を經て一の法律を發布したりとせん此の法律の有効の法律なり臣民は此の法律を遵奉せざるへからず何か故に之を遵奉せざるへからざるか此の法律は國家の命令なればなり何か故に國家の命令なるや帝國議會の協賛を經たるか爲か否帝國議會は統治權を行ふの權を有せず又た臣民に對して命令するの權を有せざるか故に此の法律が國家の命令たるは帝國議會の協賛あるか爲に非ざるなり果して然

らの法律をして國家の命令たらしむるものは元首の裁可の外他に之れ有ることなし裁可は法律か國家の命令たるの唯一の原因なり帝國議會の協賛は其の共因に非ざるなり裁可ハ既に國家の命令を生するか爲唯一の原因なるときは同一の原因は常に同一の結果を生するか故に君主の裁可を得たるの法律は帝國議會の協賛を経ざるも(其他の點に於て憲法の條規に抵觸せざるよ於て)亦た國家命令たるの性質を有せざるへからず帝國議會の協賛は國家の命令を生するの共因に非ざるか故に議會の協賛なきこと毫も裁可を得たる法律の國家の命令たるを妨くること能ハす之を略言すれば元首の裁可を得て正式に公布したる法律ハ帝國議會の協賛なきも亦た國家の命令なり遵由の効力を有するの法律なり

前項論する所ハ憲法第五條の解釋より生する論理上の結果とす今設し憲法第三十七條を以て國家命令の成立に必要な條件を定むるものと認め帝國議會の協賛なきときは元首の裁可は國家命令を生するの効力を有せずせは是れ即ち臣民か法律に服従するは其の議會の協賛と元首の裁可とあるか爲あり協賛と裁可とは共に國家命令の原因となるなり元首ハ帝國議會の協賛と以て立法權を行ふに非すして

帝國議會ハ元首と共に立法權を行ふなり果して然らば三十七條の規定ハ五條の規定に抵觸するものには非ざるか憲法ハ前後矛盾の條項を設くるものゝ非ざるか余輩ハ此の如き解釋に同意すること能はざるなり余輩の見る所を以てすれば帝國議會の協賛ハ單に元首を制限するの効力を有するのみ其の關係する所ハ元首と帝國議會との間よ止り直接に臣民に對して効力を生すへきものに非す故に元首か帝國議會の協賛を經ずして法律を發するときは是れ固より憲法違反の最も甚たしきものにして議會ハ其の憲法上の手段を悉くし輿論ハ其の全力を集めて國務大臣を糾責せざるへからず然れども其の正當の手續に由り廢止せざる間ハ法律ハ猶ほ依然として効力を有すへく臣民は帝國議會の協賛あきの故を以て之を抑制せざるへからを得ざるなり

「ペーラウ」も亦た曰く(「メクレンブルヒ」民法第一卷第三百五頁以下)立法權か議會の參賛同意を求めたるや否は議會か元首と立法權を共有するの場合を除くの外法律の成立よ關係なきこと猶ほ人身機關の運動か其の疾病の爲異狀を呈するゝ拘ハらず猶ほ機關の運動たることを失はざるか如し疾病的作用は之を抑制せざるへから

す疾病の之を治療せざるへからず協賛権を有する所の議會の意見を問い合わせるか爲よ生したる憲法違反の状態は之を醫せざるへからず之を治療せざるへからず然れども疾病は唯能く其の源を治して而して之を醫することを得へきか如く立法權の行ひたる憲法の違反を治療するに憲法上立法權に對して獨立の地位を有し立法權に勢力を及ぼすことを得るの機關即ち議會の獨能くすべき所なり立法者の地位ハ嚴に其の内外の兩面を區別せざるへからざること猶ほ行政の地位の内外を區別せざるへからざるか如し行政の區域に於ても亦た國權か憲法よ違反するの行爲を生ずることあるへし例へ政は豫算よ反するの支出を爲せり然れども責任解除法律の發布なし此の場合よ於ては權利行爲(例へ私人に對する支拂の如し)は憲法に違反するか爲無効に屬するか又は外部に對してハ有効にして内部に於て國務大臣か賠償の責を負ふか吾人若し如何なる場合に於てハ法律ハ違憲なりやとの疑問を改めて如何なるものは憲法に依り法律なりやとの疑問と爲さは前陳の意見の正確なること愈々明なるへし若し立法權ハ其の一部たゞ議會の掌裡に存在せざるときは議會の同意は法律の成立に必要なること能はす果して然らハ法律の成否よ關する

るの審査は議會同意の有無に迄及ふこと能ハざるなり云々と余輩は全く「ベーラウ」の推論に同意するものに非すと雖とも其の概要に於てハ余輩の前數項に詳論したる意見と大差なきなり

前數項に論述したる所を畧言すれば天皇の裁可を經て公布したる法律は帝國議會の同意なきも國家の命令たることを失へず既に國家の命令なるときは帝國議會の協賛あきか爲効力を有せざるの理あし故に獨逸普通の學說及び「ザ・バイ」の折衷説ハ共々余輩の同意すること能はざる所あり「ザ・バイ」の説に曰く正式よ公布したる法律ハ正當に成立したるものと推測せざるへからず此の推測は唯立法機關の異議に由て之を破ることを得へし(「ウユルテムベルヒ」國法第二卷第百頁に依る)然れども帝國議會の同意は臣民に對する法律の効力に關係せざること既よ論するか如くなるときは議會の異議あるも裁判官は決して協賛の有無を審査すること能ハざるなり

元首は獨法律を發して臣民に命令するの權を有す故に裁判官が法律を審査するに當りては首として其の正當に元首の裁可を經たるや換言すれば元首か之を審署し

たるやを審査せざるへからず然れども元首の裁可をして眞の法律を生せしめんとせハ其の元首か立法者たる資格を以てするの行爲なることを示すか爲一定の形式を備へざるへからず此の形式を有せざるものハ或は一個人の行爲或ハ行政機關の行爲にして立法者の行爲非ざるなり此の形式に属するものにして最も重要なは國務大臣の副署あること及び法律として之を公布することはなり

憲法第五十五條第二項又曰く凡て法律勅令其の國務又關する詔勅は國務大臣の副署を要すと抑も國務大臣ハ天皇の輔弼なり天皇と對立して獨立の權利を有するものに非す故に大臣の副署ハ決して元首の國法上の權利を限制することを得へきものに非す果して然らハ大臣の副署ハ國法上何等の効用を有するや他なし元首の行為を以て其の國法上の行爲と爲すことはなり元首の命令にして大臣の副署を有せざるときは此の命令ハ一個人の意志にして國家の元首たるの資格を以てするの命令に非す故に元首は法律を裁可するの權を有すれども大臣の副署なきときは此の裁可は國家元首の行爲に非ざるなり眞の裁可に非ざるなり換言すれば此の法律は眞の法律に非ざるなり

法律の効力に關する第二の要件ハ法律として之を公布するに在り法律も勅令も省令も府縣命も皆均しく國家の命令なり然れども憲法か一定の事項を定むるハ必ず法律を以てすへきことを規定すきときハ此の事項又付ては國家の意志ハ唯能く法律の形を以て現はるゝことを得へし設し命令と以て之を規定するものあらは此の命令は國家の命令に非ざるなり國家か命令と發するときハ臣民をして其の國家の命令なることを知らしめざるへからず而して一定の區域に於ては法律ハ獨國家の法律なることを示さゝるへからざるなり法律命令共同の區域に於てハ命令も亦た法律と均しく國家の命令たることを得へし然れども國家の命令にして最强の効力を有するの命令たらんと欲せば國家は之に最强の効力を與ふるの意志を臣民又示さゝるへからず之を畧言すれば法律ハ必ず法律の稱呼を以て之と公布せざるへからざるなり

憲法第七十六條も亦た前項の法則を認むるか如し其の文に曰く法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるふ拘らす現行の法令は總へて遵由の効力を有すと抑も憲

法か本條の規定を設くるの必要を認めたるへ何そや現行の法令中法律の名稱を有せざるものゝして従々憲法か法律を要するの事項を規定するものあれハあり憲法第七十六條ハ此の如き法命ハ猶ほ將來遵由の効力を保有することを定むるものなり是に由りて觀れハ設し憲法制定後に發布したる法令にして其の憲法上法律を要するの事項と規定するにも拘はらず法律の名稱を有せざるものあるときハ余輩ハ其の遵由の効力なきことを斷言せざるへからす假りに憲法制定後の法律も帝國議會の協賛あれば則ち其の何等の名稱を有するに拘へらず總て遵由の効力を有すへしとせは何か故に憲法ハ特に現行の法令よ關し其の何等の名稱を有するに拘へらず總へて遵由の効力を有することを定むるの必要あるか憲法か其の第七十六條に何等の名稱を有するに拘へらずと謂へるは其の法律を要するの事項を定むるものハ總て法律の名稱を有すへきことを原則とするの外余輩他に其の理由を見るこど能はざるなり

以上論述したる所に依り余輩は左の論結よ歸着せんとす審署よ由りて天皇の裁可を得國務大臣之よ副署し法律の名稱を以て正當の手續に依り公布したる法律は帝ハ猶不聊か政治上の論點より此の問題を論究せんとす

國議會の協賛なきも總て遵由の効力を有す故に裁判官の審査權ハ之を議會協賛の有無に及ぼすこと能いす此の論斷ハ憲法の解釋上正確なることを確信すと雖ども人或は實際の利害を顧慮して之を下すに躊躇するものなきを保し難きを以て余輩ハ猶不聊か政治上の論點より此の問題を論究せんとす

假りに裁判官の審査權を帝國議會協賛の有無に及ぼさんか裁判官ハ又た正當の議會か正當に法律に協賛したるや否を審査するの權を有せざるへからす帝國議會は正當の組織を有するや議員の當選ハ皆有効なるや議會は正當の手續を以て議決したるや議決の際三分一以上の出席ありたるや法律案ハ實に過半數の賛成を得たるや凡そ是等の問題ハ皆裁判官の決定せざるへからざるものなり然れども裁判官をして是等の問題を決定せしめんとせハ其の審査の難き却て裁判の確實を欠き健訟の弊害を釀成することあきか議院の記錄を調査し議長を召喚して其の證言を求むるか如きことあらは果して立法機關の獨立及び威嚴を害するものに非ざるか好しき裁判官は多少是等の問題を審査するの便宜を有すとするも臣民ハ全く此の便を有せざるか故に法律の眞偽を判別するよ由なく其の適從する所を失ふことなきか此

の弊害は裁判官審査権を擴張せんとするの論者より對し少なからざるの困難を與ふるものなるか故に「グナイスト」か英國制度より移し來りて此の困難を回避するの便に供したる一種の假説ハ忽として多數の同意を得たり其の説の要に曰く議院は各其の組織、議員の當選資格、議事規程、出席議員の多寡、可否の數等の疑問に對し終局の決定を下すの權を有す是等の疑問は團体の内事にして團体の確定したる所ハ裁判官亦もた之を複審することを得ず(「グナイスト」意見書「ギールケ」「シユモルラー」年報第七卷等より)此の説は英國の制度に根據を有すと雖とも「エリチック」ハ其の英國の制度に於て全く實用なきものなることを證せり英國に於てハ法律の裁可も其の公布も皆議院に於てす故に特に議員の資格、議事規程等の問題のみを分離して團体の内事とするを得ざるなり然れども余輩ハ敢て此の説の英國又ハ獨逸の國法に適合するや否を討究するの要を有せず余輩は唯其の日本の國法に適用すべきものなるや否を論すへきのみ

貴族院令第九條に曰く貴族院ハ其の議員の資格及選舉に關する爭訟を判決すと之に反して選舉法第七十八條ハ當選訴訟を判決するの權を控訴院より議院法第七

十九條は裁判所より當選訴訟の裁判手續を爲たる者ハ衆議院に於て審査するを得ざるとを規定せり衆議院ハ實に議員の資格審査権を專有せざるのみならず其審査権は却て裁判所の判決權に譲ざる可らず故より議院ハ専ら其の議員の資格を審査し終局の判定を下すの權を有すとの前提ハ日本國法より且貴族院令第九條及び議院法第七十八條の判決議決ハ現に訴訟を起したるものあるとき又ハ議院内に於て異議を生したるときに限り争訟なく異議なきときハ判決も無く議決も無し此の場合に對しては法律ハ(内部の規則は茲に論せず)何等の規定を有せざるなり若し夫れ議事より關するの疑問例へ出席議員の定數に充ちたるや否の如きハ議院自から之を決すべきこと疑を容れず然れども法律は特に之を明言したる所あきか故に議院の決したる所ハ裁判官の判決と均しく確定不動の効力を有すと論するの根據ハ余輩の見ること能はざる所なり

抑も選舉法議院法並に憲法中議會の議事より關するの規定ハ國家の利益の爲にする公法上の法規にして議院の意思を以て遵守し又は遵守せざることを得へき内部の規定に非ざるなり故に裁判所は元首か憲法第卅七條より遵依して法律を發したるや

否を審査するの權を有すと主張するの論者は又た必ず議院か憲法第四十六條四十
七條の規定に遵依して議決したるや否を審査するの權を認めざるへからず而して
憲法又は法律が明に之を定むるに非されば議員の資格及び議院の議事を以て特別
の例外となすことを能いさるなり日本の憲法及び法律ハ是等事項に關する議院の認
定を以て裁判官の判決と均しく確定の効力を有するものなりとの意見より根據を與
へざること前項論するか如し論者にして設し猶ほ之を主張せんとするものあらは
余輩ハ之と同一の論理を以て言ふを得へし元首か法律を公布するときは裁判官の
判決と均しく其の正當に成立したることを確定するの効力を有するか否に裁判官
は復た其の適法なるや否を審査することを得すと

以上論する如く裁判官をして法律の帝國議會の協賛を経たるや否を審査せしむる
ときハ又た帝國議會の正當に組織し正當に議決したるや否を審査するの權を與へ
さるへからず是れ却て裁判の不確實を招き立法機關の獨立を害し臣民をして適從
する所を従ひしむるものなり余輩は更に一步を進めて裁判官の審査權と議會協賛
の有無に及ぼすは果して政治上如何なる實益あるやを講究せんとす

裁判官の法律審査權に關する問題衆論の聚中する所となりたるハ主として獨逸國
に在り蓋し獨逸よ在りてハ其の始立憲の政体未た成熟せざる爲國民徃々憲法より
て賦與せられたる自由權利の安危に付き常に疑惧の心を懷き殊に千八百五十年以
降反動の時期に際し憲法の廢止新憲法欽定等の事ありたる爲法律は益々其の信用
を失ひ人心徃々裁判官の獨立に由り憲法の保障を求めるとするに至れり「エリチッ
ク」は曰く(法律命令論第三百九十七頁以下)裁判官の判決を以て法律か憲法より遵依す
るの保障たらしめんことを主張するは至て公正の意に出てたるに拘はらず又た至
て實際に迂遠あるものあることを免れず如何なる法律上の保障も他に鞏固なる政
治上德義上の保障ありて以て憲法を保護するの場合に始めて其の實効を示すことを
得へし若し政治上德義上の保障にして存在することなからんか法律上の保障も
亦た決して其の目的を達すること無かるへし此の時よりてハ社會内實力の關係
獨、憲法及び法律の存廢を決すべく而して裁判官の判決ハ此の國家危急の際に關涉
して能く事体を左右するの力を有せざるなり故に西歐諸國に於てハ曾て一たひ白
耳義に於て「アエラーヒェン」と「フェイデル」との間に起りたる有名の鬭論(裁判官は正當

に成立したる法律の憲法に抵觸するや否を審査するの權なきことを以て判決の理由となしたる裁判數回に及ひたるより兩學者の間に論争を生したる場合を謂ふ)を除きては復た憲法保障の論點より此の問題を詳論したものなし蓋し革命に慣れたる國民の單に徳義に委頼する所の手段の効果なきことを實驗するの地位よりたれり然れども憲法遵依の狀態漸く鞏固なるに從ひ故意に違憲の法律を公布するの危險は消滅して極微に達せり議會の同意を得ざるの法律——是れ違憲の法律の最も重要なもののなり——を故意に審署し公布するか如きハ ワーリングハイム 期想 の範圍外に在りと謂ふも決して誣言に非すと

英國に於ても裁判所か法律の國會の同意を得たるや否の疑問を起したるハ ヘンリイ 「四世の治世中一件を生したことあるのみ

我邦立憲制度の成立日尙ほ淺しと雖モ政府の法律を奉するに小心なる議會の其の權利を護るに銳意なる輿論の勢力の大々發達したる故意に違憲の法律を發するか如きは現今之日本に於て危險の最も少々きものあり設し今日より憂ふへきものあらハ失れ唯事業の擴張せざる又在らんのみ苟も政府にして議會の協賛を經ず

して法律を發布するか如きことあらは議會の憲法上の手段を利用して政府を糾責すべく輿論の全力を盡して内閣を攻撃し違憲の行為を匡正するに非され候まさるへし此の如くして猶ほ其の効なくんは設ひ裁判官に與ふるに無限の審査權を以てするも決して憲法を保護するの目的を達すべからず何となれば法律の羈絆は能く最高の實力を拘束するの力を有せられ候なり

憲法第八條は緊急命令を發するの權を定めたり緊急命令は後日帝國議會の承諾を經るを要す然れども議會之を承諾せざるも命令は廢止に依るに非され候効力を失ふこと(第九節参照)蓋し議會の承諾の協賛と性質を異にするか故に承諾の効力より直に協賛の効力を推論すること能はずと雖ども議會の意志は必ずしも直に臣民に効力を及ぼすものに非ざることハ八條の規定より其の一證を求むることを得へしそは兎も角も緊急命令と關してハ裁判官の議會承諾の有無を審査するの權なきこと該條の法文より明なり故に政府か裁判官の審査權を回避せんと欲するときハ議會閉會の場合又緊急命令を發して以て法律と同一の目的を達することを得へし此の場合に於ては裁判官の眞に緊急の需用に因るやを問ふことを得す(後節)

(参照)又た議會か承諾を拒みたる後又於ても裁判官の承諾の有無を審査するの權をきか故に緊急命令は裁判官の審査權に拘はらず猶ほ將來に効力を有すへし之を要するに政府をして帝國議會の協賛に關する憲法の規定を遵守せしむるの保障の唯議會の監視と大臣責任との両者あるのみ裁判官の審査權は憲法の保障たるに足らざるなり

以上論する如く裁判官の審査權を議會協賛の有無に及ぼす憲法を保護するの實益あくして却て裁判の不確實を來たし立法機關の獨立を害し臣民をして適從する所を知らさらしむるの弊あり故に余輩は政治上の利害を顧慮して論理上の斷定を下すを憚ることを要せざるなり

第十四節 法律ノ規定事項即ち實質ノ審査

裁判官の法律の規定にして憲法の條項よ抵觸するものあるやを審査するの權を有するや否余輩は此の問題を論究するに當り先づ憲法變更の法律と憲法抵觸の法律との異同を辨せざるへからず

憲法第七十三條に曰く將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときハ勅令を以

て議案を帝國議會の議に付すへし此の場合に於て兩議院は各其の總員三分の二以上出席するに非されば議事を開くことを得す出席議員三分の二以上の多數を得るに非らされば改正の議決を爲すことを得すと此に一事の豫じめ注意を要するものハ政府か其の發案權を行ふの方法なり七十三條ハ勅命を以て議案を提出すへきことを規定せり然れども政府發案權の性質は國法上毫も之れか爲めに變更することを規定せし政府か議案を提出するは何れの場合に於ても元首の意志に出てさるへからず而して勅命を以て議案を提出するは亦た必ず國務大臣の責任を以てせざるへからざるなり七十三條ハ政府發案權を行ふか爲め式法の慎重を加ふることを要するより過ぎずして憲法第卅八條の法案提出權と全く性質の異なりたる一種特別の發案權を設くるものに非す故に政府は勅命を以て通常の法律案を議會に提出するも固より憲法の禁せざる所なり今若し勅命を以て憲法の規定に抵觸するの法律案を提出し議院各總員三分二以上の列席に於て三分二以上の多數を以て議決したるときは此の法律は憲法上正當の法律なるか將た豫め憲法の文面を改正するに非されハ此の如き法律を發布すること能ひざるか一例を擧げて之を説明せんに憲法第六

十一條は行政裁判所の裁判に属すべき事件の種類を定めて「行政官廳の違法處分に由り権利と傷害せられたりとする訴訟」に限れり今若し行政官廳の違法處分に由らる一種の訴訟と以て行政裁判所の管轄に属せしめんとするときは必ず先つ六十一條中行政官廳の違法處分云々の明文を改正するを要するか或は單に勅命をして行政裁判所の管轄に關するの法律案を提出し議院各總員三分二以上の列席に於て三分二以上の多數を以て議決したときは此の法律は正當の法律なるか設し後說をして正理あらしめハ本節の疑問は單簡に答辯することを得ヘし法律ハ議會より若干の多數を得れば其の規定の憲法の條項に抵觸するに拘ハラス有効なり裁判官ハ法律か帝國議會の協賛を経たるや否を審査するの權なし故に裁判官は法律か憲法の條規に抵觸するよ拘はラス其の有効なることを認めざるへからず

現在の憲法に抵觸するの法律を發するハ豫め憲法の文面を變更するを要すとの說と單に憲法變更の場合に適用すべき規程(三分二の多數等)を守るを以て足れりとするの說に就き獨逸國法學者の多數(就中「シュルツエ」「ラーハンド」「ツォルン」「エリネック」)ハ後說に同意すと雖とも日本國法に於ては余輩ハ前說を取らざるへからず憲

法第四條に曰く天皇は國の元首として統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふと抑も立法ハ統治權の發動なること固より言を待たず而して該條ハ統治權を行ふに當りて單に此の條又は彼の條に遵依するヒ以て足れりとせすして憲法一切の條規に抵觸すへからざることを定むるものなり故に法律ハ憲法第七十三條の規定に遵依して成立するも他の條項よ抵觸する所あるときは「此の憲法の條規に依り」統治權を行ひたるものと稱することを得ざるなり憲法第四條に依るときは此の如き法律を發するに當りてハ必ず豫め「此の憲法の條規」を改正して其の抵觸する所を除かざるへからず七十三條も亦た此の憲法の條項を改正する「云々と云へり故に憲法の規定に抵觸するの法律にして勅命に由り議員三分の二以上の列席よ於て三分二以上の多數を以て議決したるものハ總て憲法改正の法律なりと稱することを得す又た該條ハ此の如き法律の効力に對し何等の關係を有せざるなり

之を署言すれば日本國法に於て憲法變更の法律と稱するを得へきは明治廿二年二月十一日公布の憲法中の條項を變更し刪除し又は新に條項を加ふるの法律よして自から憲法の一成分となるものなり此の如きの法律ハ憲法第七十三條の規定に從

て成立せざるへからず然れども裁判官は帝國議會協賛の有無を審査するの權を有せざること既に論したる如くなるを以て亦た憲法變更の法律の實に七十三條の規定に從て成立したるや否を審査することを得ず元首の裁可を經て正式に公布したる法律として憲法の條項と改正するものは其の憲法變更の法律なることを認むるの外なく裁判官は復た其の有効無効を審査すること能ひざるなり

然れども裁判官か通常の法律を適用せんとするに當りてハ其の規定の憲法と抵觸するやを審査し其の抵觸することを認むるときハ之が適用を拒むことを得へきや否の疑問ハ余輩別々之を論究せざるへからず人の知る如く北米合衆國に於てハ裁判官ハ法律の憲法に矛盾せざるやを審査し其の之に矛盾するものハ之が適用を拒むことを得ど雖ども是れ畢竟合衆國特別の制度と起因するものなり該國の政体ハ所謂三權分立の主義に基き立法司法行政の三權は皆互に對等の地位を有するものにして立法ハ他の二權力に對し優等の力あるものに非す而して憲法と變更するは立法者の外別に其の機關あり(合衆國憲法第五條)故に憲法は法律の一種に非す立法者は憲法制定者と非す憲法變更の權を有するものなり憲法も亦た法律の一種に外ならざるなり

行政司法の三機關ハ皆其の下に立て互に對等の地位を有するものなり日本憲法ハ三權分立の主義を認むることなし立法司法行政の三權ハ皆元首の總攬する所なり然れども元首か行政者司法者たる資格を以てするの行爲は常に其の立法者たる資格を以てするの行爲の下に立たざるへからず立法者は國家最高の機關なり立法者は憲法を變更するの權力を有するものなり憲法も亦た法律の一種に外ならざるなり

蓋し立法者か一の法律を發するハ通常唯其の憲法に抵觸せざることを確信したるの時に在るへし然れども憲法の規定は徃々諸種の解釋を許すことなしと謂ふへからず此の時よ當りて臣民ハ立法者と憲法の解釋を誤りとするか爲法律の適用を拒むことを得へきか果して然らば最高權力の解釋ハ下班權力の解釋に譲らざるへからざるなり立法權の主義に於て最高の權力なるに拘はらず實際の結果に於てハ司法權の下に立たざるへからざるなり司法權ハ立法權に對して對等若しくハ優等の地位を有するなり概言すれば國權ハ其の統一を保つこと能はざるなり(ブルンチュリ

「普通國法第百三十九頁)立法者と雖とも固より過誤なきことを保すへからず故に或ひ偶然の過失に由り違憲の法律を發することあきに非さるへしと雖とも裁判官をして此の過誤の有無を審査せしめんとせば立法者か眞々其の違憲に非さることを確信して法律を發したる場合に於ても亦た裁判官の審査を許さるへからず然れども余輩若し國權統一の必要を認め三權分立主義の我か憲法に根據を有せざることを認むるときは立法者か憲法又對して下したる解釋ハ司法機關をも束縛するの力を有せざるへからず立法者か憲法の規定に抵觸せざることを確信して發したる法律は裁判官も亦た其の憲法に抵觸せざることを認めざるを得ざるなり而して立法者か眞に憲法に抵觸せざることを確信したるか將た偶然の過誤又由て憲法に抵觸するの法律を發したるかハ裁判官の能く判定することを得へきものに非ざるか故に余輩は結局裁判官か何れの場合又於ても法律の憲法に抵觸するや否を審査するの權なきことを論斷せざるへからず

「モール」ハ曰く(國法國際法及爲政學第一卷第八十四頁)形式上無効の法律ハ全く法の効用を有せず又た裁判官も之を適用することを得ざるハ何人も疑はざる所なり

故に立法者の行爲と雖とも裁判官は必ずしも其の行爲の如何を問ひず總て之に服従するの義務を有するものに非すして是等行爲の間に有効無効の別を爲すことを得へく從て裁判官は各法律の有効無効を審査するを要すること疑を容れず(中畧)國家の命令ハ其の形式又欠くる所ある場合すら之を遵奉するを要せず況んや其の規定の違法なる場合又於てをやど然れども法律の形式に關する規定は立法者の行爲を行政者又ハ一私人の行爲より識別するか爲に設けたるものなり例へは法律にして大臣の副署なきものは元首一個人の行爲又して其の立法者たる資格を以てするの行爲に非す此の場合に於ては立法者の行爲は全く存在せざるなり之に反して法律か正當の形式を以て成立するときハ立法者は其の立法者たるの資格を行用したるか又ハ少あくとも立法者の資格を行用するの意志を有したものと認めざるへからず而して立法者は余輩の論したる如く憲法に對して確定の解釋を下すの權を有するときハ裁判官も亦た此の解釋を遵奉せざるを得ざるなり故に「モール」の推論ハ不當の比較に基くものと謂へざるへからず

「モール」は又た曰く(同上第七十九頁)裁判所の法律を各箇の事件に適用するの任務

を有す然れども裁判所ハ如何なる法律を適用するも可なりと云ふに非すして必ず正當の法律を適用せざるへからず故ニ裁判所は數多の法律に就きて必要な選擇を爲すを要し又た原告若しくは被告か引證する所の法律ハ果して此の事件に適合するものなるや否を宣告するの權利義務を有す若し數多の法律にして互々矛盾するものあるときは(中畧)裁判所ハ法學の法則に従ひ孰れの法律を探擇すべきやを決せざるへからず例へハ普通の條規と例外の條規とに就てハ例外の條規を探り新舊の兩法に就てハ新法を擇むか如き是あり各訴訟事件を判決するに當り憲法の規定を適用すへきか將た此の規定に矛盾するの法律を適用すへきかの問題を生したるときも亦た毫も之に異なることあしと然れども新舊の二法よ就き新法を取り普通の條規と例外の條規とに就きて例外の條規を取るか如きの場合に於てハ裁判官は立法者の意志を解釋し之を實行するものにして立法者の明白なる意志に反對するものに非す之に反して裁判官か法律を憲法違反と認めて之か適用を拒むときはれ裁判官ハ憲法に對して立法者の解釋に反對するの解釋を下たすなり立法者の明白ある意志に反して法律を適用せざるなり故に「モール」か両箇の場合を同一視するは

余輩亦た之に同意すること能ひす

或ハ又た云はん憲法の解釋の如きは専ら思想の法則に従て決することを得へく決して立法者の意志を以て左右することを得へきものに非すと此の駁論も亦た余輩の説を煩ひすよ足らず抑も臣民ハ法律に服從するの義務を有す然れども臣民か服従するの義務を負ふハ唯有効の法律のみ故に臣民も亦た専ら思想の法則よ従ひ憲法の意義を解釋し其の解釋に矛盾するの法律よ對して服從を拒むことを得へし然れども臣民の解釋は常ニ裁判所の解釋に譲らざるへからず裁判所にして一定の解釋を基とし判決を下すときハ臣民ハ其の思想の法則に反することを信するも復た之を如何ともすること能はざるあり裁判官の立法者に於けるも亦た此の如し裁判官ハ立法者の解釋を以て用語の慣習及び思想の法則に反すと認むるゝ拘はらず此の解釋を遵奉せざるへからず臣民の解釋か裁判官の解釋に譲るは法の統一を保つか爲み必要なる如く裁判官の解釋か立法者の解釋に譲るは國權の統一を保つか爲必要なるものなり

憲法第五十七條第一項も亦た余輩の説を證するものなり其の文に曰く司法權は天

皇の名に於て法律より裁判所之を行ふと本條に謂ふ所の法律は所謂實質の法律に非ざること、第二項より推測することを得へし其の文に曰く裁判所の構成の法律を以て之を定むと此の項に謂ふ所の法律ハ所謂實質の法律に非ざること第一節に論したる所より明あり而して憲法か同一の條項に於て同一の語を別義に用ゐたりとするハ普通解釋法の欲せざる所あるか故よ他の正當の解釋を許す間は余輩は兩項の法律を以て同義を有するものと認めざるへからず

然れども五十七條一項又於て司法權ハ法律より之を行ふと云ふときハ裁判所ハ慣習法をも警察命令をも法律外のものは一切之を適用するを得ずとの趣意に非ざること固より言ひすして明なり果して然らハ法律に依り裁判所之を行ふと云ふハ如何ある意義を有するものなるか余輩の見る所を以てすれば五十七條一項は裁判の獨立を保障するものなり裁判所ハ元首又は行政官廳の命令又は訓令に由て訴訟事件の判決を左右するを得ざることを規定するものなり法規を各件に適用するに當りては裁判官は命令の與ふる所の解釋に束縛せらるへからざることを命するものあり故に法律に依り裁判所之を行ふと云ふハ法規を解釋するに當り裁判所は法

律の與ふる所の解釋の外之に遵由することを得ずとの意に外ならず例へハ明治廿二年三月勅令第四十一號ハ撰舉法又謂ふ所の直接國稅の種目を地租所得稅の二種としたれども裁判官か選舉法第廿六條の訴訟を判決するに當り選舉法に謂ふ所の直接稅ハ地租所得稅の二種に限らざることを信するときハ該勅令に拘はらず獨立の判決を下すことを得へきなり又た貴族院令に對しても此の勅令ハ唯追加法の効力を有すべく公正解釋の効力を有せざるなり(此の勅令は既に選舉前に發したるか故に實際に於ては結果を同しくす)之を要するに命令ハ啻に法律に對して公正解釋を與ふることを得ざるのみならず命令又對しても亦た公正解釋の効力を有せずして單よ命令を變更し又は之に追加するの効力を有するのみ(アーネット命令權第二百十五頁參照)(町村制よ於ては法律の明文を以て直接稅の解釋を内藏兩大臣に委せり此の解釋ハ裁判官を束縛す)

前項に論するか如く裁判官は各箇の訴訟事件を判決するに當り採證及び法律の解釋に付き命令又ハ訓令の爲よ束縛せらるゝことなく從て事後に發したる公正解釋の命令は從前の命令に關しても裁判官の解釋を限制することなし之に反して裁判

官の法律に依りて司法權を行ひざるへからず憲法第五十七條第一項は一方に於ては命令訓令に依て裁判權を行ふことを禁し一方に於ては法律に依て之を行ふことを命するものなり法律の如何なる場合も於ても司法權の行用を束縛するの力を有す換言すれば法律の與へたる公正解釋の裁判官必ず之を遵奉せざるへからざるなり又た五十七條の法律の與へたる公正解釋は一切司法權の行用に對して準繩たるべきことを命するか故に立法者か憲法に對して下したる解釋も亦た裁判官を束縛するの効力を有せざるへからず而して此の公正解釋の法律は裁判官復た其の憲法に抵觸するや否を審査することを得ざるへ自から明白の事理とす何となれハ此の法律の實体は憲法の意義を解釋するものなるか故に憲法の規定と抵觸するの理由なけれバなり

余輩の既に論したる如く立法者か一の法律を發するときは立法者は其の憲法の規定と抵觸せざることを確認して之れを發したるものと認めざるへかす蓋し裁判官か一の法律を適用せんとする當り其憲法と抵觸することを認むるときは裁判官は立法者の意志に對し二様の解釋を下すとを得へし立法者の憲法違反の法律を發

發するの意志を有したりとすること其の一なり立法者は憲法の條項に對し其公正解釋權を實行して一定の解釋を下し此の解釋と從ひて法律を發したりとすることと其の二なり而して立法者か憲法と違反するの意志を有せりとするは解釋の法則に反するか故に裁判官は必ず第二の解釋を取らざるへからず明かに之を言へ法律のは一定の事項を規定すると共に憲法の公正解釋を含蓄するものなり而して法律の憲法に對して下したる公正解釋は裁判官復た其の當否を審査するの權を有せざるか故に裁判官は正當と成立したる法律の憲法と抵觸するや否を審査するの權を有せずと斷定せざるへからず

以上論する如く日本憲法の主義及び憲法第五十七條の明文より推論して余輩の左の論斷を下さんとす曰く法律の規定憲法と抵觸するか爲無効なるや否裁判官の審査することを得ずと若し夫れ臣民は法律を審査するの權を有すと雖とも裁判官の法律適用にい固より服従せざるへからざるか故に裁判官か必ず適用せざるへからざるの法律の臣民も亦た之を遵奉を拒むに由なきなり

第十五節 命令の審査

命令も法律と同しく正式の公布を要し又た勅令に在ては大臣の副署を要すると余輩の法律と關して論述したる所より明なり余輩は又た既に命令を以て法律を廢止變更するを得ざるとを詳論せり(憲法第九條も亦た明に之を認む)行政機關の憲法及び法律に對して公正の解釋を下すの權を有することなく其の法律に對するの裁判官及ひ臣民の法律に對すると毫も相異なることなし故に裁判官が命令を適用すべき事件を裁判するに當ては裁判官の果して憲法及び法律か明かく命令を許さず否を審査せざるへからず而して憲法及び法律か明かく命令を禁し又は命令を許さるゝの事項を命令に於て規定するは即ち憲法及び法律に抵觸するものに外ならざるか故に此の場合に於ては裁判官の命令が適用することを得ず之を概言すれば裁判官の命令の形式實体兩から之を審査するの權を有す然れども裁判官の判決は單に命令の或る一事件に適用すべからざることを定むるものにして全く之を廢止するものに非す又た命令が果して實際之を發するの必要ありたるや否ハ専ら行政機關の決すべき政治問題にして裁判官の判決すべき所も非ざること固より言を待たざるあり

命令中裁判官の審査權に關して特に講究を要するものあり緊急命令是なり緊急命令ハ勅令なるか故に必ず大臣の副署を要すること更に言明を要せず然れども日本憲法ハ緊急命令に付て特々内閣大臣連帶の責任を以て發すべきことを規定せざるか故に大臣の副署ハ通常勅令の場合と異なることなきものと認めざるへからず余輩の既に論したる如く憲法上の命令を以て規定するを得ざるの事項と關する法律は法律の名稱を以て公布するよ非されば遵由の効力を有せず而して緊急命令ハ特に此の法則の例外を爲すものなり然れども憲法の推測は常に是等事項に關する命令を以て無効とするに在るか故に此の推測を破るか爲め命令が必ず其の憲法第八條に依り發したものなることを明示せざるへからず緊急命令にして此の要件を充たさるもののハ遵由の効力を有せざるなり

緊急命令を發したるは果して實際緊急の需用に因りたるや否は全く政治上の問題として國家爲政の局と當るもの獨能く之を決するを得べく臣民及び裁判官は其の政治上の意見と依て命令の効力を判定することを得ざるあり設し裁判官をして此の疑問を決せしめんとせは是れ即ち裁判官をして政治家たらしむるなり政治上の

意見をして法規に代らしむるなり法の正確を求めんと欲して却て其の不正確を來たすなり故に裁判官か緊急の需用の有無を審査するの權なきことは學者概ね皆之を認めざるなし(例へは「ブランク」法理年報第九卷第三百六十二頁)

前項論する如くなるを以て裁判官か緊急命令を發布するに必要な條件の有無を審査するを得るは唯其の發布の議會閉會中に在りたるや否の一點とす行政機關の發したる命令は憲法の規定したる場合と於て發したるものゝ外國家の命令たるとを得ず設し元首か帝國議會の開會中又緊急命令を發することあらは此の命令は緊急命令に非ざるなり國家の命令に非ざるなり憲法第八條の議會不承諾の場合に於て將來よ向て効力を失ふことを公布すへしとの規定を設くと雖とも始めより無効の命令は更に將來に向て効力を失ふに由なし故に無効の緊急命令を議會の不承諾に由り廢止するの命令ハ亦た無効の命令なり此の場合に於てハ緊急命令ハ緊急命令たるの効なく緊急命令廢止の命令は緊急命令廢止の命令たるの効なし此の場合ハ徹頭徹尾第八條規定の範圍内又屬する者又非ざるなり故に政府ハ議會の開會中に緊急命令を廢するときハ政府は通常の命令を以て法律を變更し又ハ法律を要からず

する事項を規定したるの責を負ふべく而して此の憲法違反の狀態ハ八條二項の承諾を以て除くことを得べきものに非すして必ず責任解除法律を以てせざるへからざるなり

緊急命令は總て法律に代はるの効力を有す故に憲法第五十七條一項の法律も緊急命令は亦た之よ代へることを得ざるへからす之を詳言すれば緊急命令か憲法法律に對して下したる解釋ハ裁判官を束縛するの効力を有するなり故又余輩が法律實体の審査權に關して論述したる所ハ亦た之を緊急命令に適用することを得ざるへからず

之を概言すれば裁判官ハ緊急命令か大臣の副署を有するや憲法第八條よ依りたることを明示するや及び其の發布の時ハ議會閉會中なりしやを審査することを得へしと雖とも其の實に緊急の需用に因りたるや又た其の規定は憲法よ抵觸する所なきやは裁判官之を審査することを得ざるなり

第五章 豫算

第十六節 豫算の性質

國家の法制中實際に緊切なること豫算法の如きハ少なく政治上の意見と國法上の法理とを混淆するの恐あること亦た豫算法の如く大なるハなし政府權力の濫用を恐るゝこと甚しき者は及ふ丈議會の豫算議定權を擴張して以て政府運動の自由を束縛せんことを欲し議會權力の妄用を憂ふる者は可成丈議會の豫算議定權を限縮して以て政府活動の自由を保護せんと欲す余輩ハ是に於てか二箇の極端なる豫算論を見るに至るへし而して二者共々全く正理を得ざるものなり蓋し帝國議會の議員は皆愛國の人ならん國務大臣は悉く忠誠の士ならん議員の愛國心にして頼むへくんは大臣の愛國心何か故に頼むに足らざるか大臣の忠誠にして信すへくんハ議員の忠誠何か故に信することを得ざるか然れども大臣ハ欠點なきの人非す議員も亦た感情を有せざるの人非す大臣の過失として恐るへくんハ議員の過失何か故に恐るゝに足らざるか議員の感情にして危むへくんハ大臣の感情何

か故に危むを要せざるか故ヨ議會の公徳を信して獨政府の公徳を信せざるは非なり議會權力の濫用を恐れて獨政府權力の濫用恐れざるも亦た非なり日本憲法ハ豫算法を定むる當り政府及び議會と對して均しく權力の濫用を防制し又一定の範圍内に於ては均しく政府及び議會の徳義に信任せり是日本豫算法の歐州諸國憲法と大に趣を異にする所ヨして亦た其の諸國豫算法に卓越する所なり

歐州大陸諸國の憲法ハ概ね皆直接或は間接に其の摸範を英國の制度に取りたるものなり諸國は英國の如く次を逐ひ漸を以て中古の國家より徐に近代の國家に變遷せるものに非すして其の間一たひ君主の實權を以て中古の民族制度を掃蕩し更に強大ある警察國を建設せり其の後歴史上諸種の原因ヨ由りて自由の思想再び大に勃興し終に爲政參政の權を強奪又ハ受得して更に立憲制度を建設するに當りていゝ或は全く歴史上の遺傳を拠棄し架空の理論に基きて新に國家の制度を造出したるものあり或は民族制度の殘片を拾聚し立憲の新主義を以て之を補綴したるものあり其の始佛人及び白耳義人か或ハ舊來の秩序を破壊し或ハ獨立の希望を達して共々新に國家の秩序を制定せんとするに當てハ「ブラックストーン」「デロルム」「モンテ

スキュー」等の著述に由りて文明世界の共有財産となりたる英國の立憲主義の時を
濟ふの一大要具となれり然れども佛白両國の政治家か所謂立憲主義を採用したる
は唯其の自己の目的を達するに便なるか爲に過ぎざるか故に其の果して實に英國
の制度に適合するや否ハ深く問ふ所非す是等政治家の希望する所は専ら人民に
不滅の自由を還與し社會の各層に參政の權利を保障するの捷徑を求むるに在り而
して國務大臣の進退及び行政の針路を以て民選議院の多數に隨属せしむるは捷徑
中の最捷なるものなり此の目的を達するか爲最も單簡なる方便ハ議會に於て毎年
一切の歲入歲出を許諾し又は拒否するの制度を設くるに在り事簡にして理卑近極
めて俗耳に入り易し是よりてか毎年議會よ於て歲入歲出を承諾するの説ハ殆んど
抵抗すへからざるの感化力を以て一般の思想を支配するに至れり(「グナイスト」豫
算及び法律第十六頁)立憲制度の獨逸に起るや英國の制度は復た間接よ之か摸範と
なれり然れども其の豫算法の獨逸諸邦の憲法に現はるゝに當てハ或は往時租稅承
諾權の紀念と結合し或は憲法制定の當時に於ける社會情態の反映を受けたる爲諸
邦憲法の間に少なからざるの差異を生せり此の論點より獨逸諸邦の憲法ハ分れて

二箇の種類を成すこと人の從來全く知らざりし所に非すと雖とも「ザイテル」の諸著
述に由りて此の分類ハ愈々明瞭と歸することを得たり第一種の憲法ハ概ね當世紀
の始に制定せられたるものにして往時の民族制度と頗る類似する所あり蓋し往古
の國家と近代の國家との間性質と於て霄壤の差ある固より前者の想念を取て直に
之を後者に適用すべきに非すと雖とも歴史上の紀念ハ亦た少なからざるの影響と
與へたること疑を容れず此の種の憲法に於てハ議會の豫算議定權と頗る往時の租
稅承諾權に近接せり「バイエルン」及び「ウユルテムベルヒ」の憲法ハ其較しき例證な
り兩國の憲法と於てハ一切の租稅又は某種の租稅の議會の同意なくして賦課徵收
することを得ず而して豫算は本來必要なる費用及び他の財源より收入するを得へ
き金額を見積りて以て租稅賦課の必要なることを證明するものに外ならざるなり
(「バイエルン」憲法第七章第三條第四條及び「ウユルテムベルヒ」憲法第一百九條第百十
條)第二種の獨逸憲法ハ李漏西憲法及び獨逸帝國憲法其の最も重要なもののなり李
漏西の憲法は人の知る如く一切の租稅の常久の法律を以て確定するの法を取り
之に反して豫算法に關しては南獨の諸國に倣はずして主として白耳義の憲法に則

り豫算を以て毎年議定すべき法律とせり是に於てか議會は豫算を以て隨意に既定の法律を停止變更するを得へく而して豫算の成立に至らざるときハ政府は一金半錢と支出收入すると能はざるやの疑惑を生し終々「マルチツ」をして毎年の歲計豫算ハ法律上の歲入を變して年金となし及び法律上の制置をして壹年間の預約に基かしむるの力と有せずと絶叫せしむるに至れり今日に在てハ「フリッカー」グナイスト「ラーバンド」等の著述に由て豫算の普通法律と性質を異にするこト殆んど獨逸國法學者の一般に認むる所となりたれども亦た有力の反對者なきに非す之を要するに獨逸に於て豫算問題に關する論激烈の論争を生したるは君主主義を以て國体の基礎とあすに均らす主權在民の主義に基ける白耳義憲法の規定を其憲法に收用したるか爲に前後相容れ難きの矛盾を生したるに由れり日本は世界萬國の中に於て最も早く國權統一の主義を認めたるものなり租稅徵收の如きも國權の發動にして政府と人民との約束に基くものに非ざること既に數百年以來確定する所の原則なり帝國憲法は徵稅權の濫用を防ぐか爲租稅の賦課に對して帝國議會の協賛權を認めたり然れども此の協賛權ハ毎年租稅を承諾し又ハ承諾せざるの謂よ非す

して専ら立法に參與するに在り法律を以て定めたるの歲入ハ常定の性質を有すること全く李漏西の憲法と同一徹に出てたり之に反して豫算は全く之を法律より分離して特別の制度となし又た特別の規定を設けて預め豫算不成立の場合に備へ議會に與ふるに行政を監査するの權を以てすると共に亦た其の權力の濫用を預防して國家の存立に對する危険を除かんことを期せり此の特別の制度及び特別の規定は即ち余輩か本節より講究の目的とする所の問題なり

憲法第六十四條に曰く國家の歲出歲入ハ毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經へしと憲法ハ本條に於て單に帝國議會の協賛を經へしと言へり而して豫算ハ法律を以て之を定むへしと言へす是れ何人と雖とも直々注目する所なり唯想ふゝ人の或は帝國議會の協賛を經て元首の裁可せるものを以て凡て法律なりと斷定し此論據より豫算も亦た憲法か法律の名を附せざるに均らす一種の法律又外ならずとの意見を有するものあらん然れども余輩は既々本篇の始に於て法律を以て帝國議會の協賛を經たる天皇の命令とするの論理上並に解釋上の誤謬に基けることを詳論せり余輩ハ法律を以て最强の効力を有する國家の命令とせり故に國家の命令をして法

律たらしめんと欲せハ國家ハ此の命令に最强の効力を與ふるの意志を法律の服従者に公示せざるへからず換言すれば法律ハ法律として之を公布せざるへからざるなり若し法律として之を公布せざるときは假令帝國議會之に協賛し天皇之を裁可するも豫算は決して法律であることなし第六十四條は豫算の帝國議會の協賛を經へきことを規定せり然れども豫算ハ法律として之を公布すへしとの規定は何處にも存在することなし故に議會の協賛を経たるの故を以て豫算を法律の一種となすものあらハ是れ大なる誤なり法律は凡て帝國議會の協賛と天皇の裁可を要す然れども天皇の裁可と帝國議會の協賛とを経たるものは必ずしも法律に非ざるなり余輩は更に一步を進めて自から問ハん豫算ハ果して天皇の裁可を要するやと若し此の間に對して然りと答ふることと得は豫算の法律に非ざること愈々毫末の疑を容れざるに至るへし憲法第六十七條に曰く憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又い法律上政府の義務に属する歳出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず蓋し政府ハ天皇陛下の政府なり國務大臣ハ天皇陛下の委任に由るに非されば政府の同意を表することを得へからず若し裁可

ム由りて元首豫算の全部に同意するに非されハ豫算成立に至らずとせば第六十七條は何の必要ありて特に一部の歳出に元首の同意を要することを規定したるか此の疑問ハ既ム世人の注目する所となり終に余輩として一の不法不當なる解釋に逢着せしむるに至れり

其の説に曰く豫算は政府と議會との合意あるに非されハ成立することを得ず獨第六十六條第六十七條の費目に至ては政府の意専決の力を有するものなり故ム第六十七條の場合に於て政府と議會との合意成らざるときは政府ハ隨意原案を施行するを得へしと余は未だ此の説の如何なる論據ム基くやを熟知せずと雖とも余の知る所を以てすれハ論者ハ豫算の裁可を要するにも拘らず第六十七條に於て特に政府の同意を要するの規定を設けたる立法の理由より推測を下したるものゝ如し余ハ論者か深く他ム該條を正解するの道を講究すること多く又た充分なる論理上の根據を求めるとして直に此の如き測斷を下すの勇に驚かざるを得ざるあり論者も亦た政府と議會との同意成立せざるに及んて始めて政府の意之れを決することを認むるか如し何か故に政府は合意の成立せざるを待たざるへからざるか第六十七條

の費目に就きも亦た政府と議會との合意を要すればなり然れども終局に至りて政府の意獨り之れを決するときは即ち第六十七條の費目に付ては議會の同意を要せざるなり或い合意を要すと言ひ或い合意を要せずと言ふ何そ其の相撞着するの甚しきや第六十七條の帝國議會の豫算協賛權を限制したるものあること固より論を待たず然れども協賛權を限制するは必ずしも協賛權を廢止するの謂に非ざるなり憲法上の大權に基ける既定の歳出及び法律に由るの歳出と雖とも之れを議會の議に付せざるへからざること第六十七條の法文より明白なり該條の専ら議會の豫算案を領受したる上に於て其の議決權の範圍を定むるものに過ぎず而して第六十七條歳出の預算を議會の議に付せざるへからざる所以い何そや憲法第六十四條に依り歳入歳出の凡て帝國議會の協賛を要するか爲めに外ならざるなり故に六十四條い六十七條の歳出に對しても亦た均しく適用すべきの法規と認めざるを得ず設し論者の言ふ如く六十七條の歳出の結局帝國議會の協賛を要せずせば是れ即ち該條の歳出に對しては六十四條の規定を適用すべからざるあり果して然らば政府ハ如何なる法規も由りて六十七條歳出の豫算を帝國議會に提出するの義務を有す

るや又た何の目的を以て之を議會の議付するや論者は或い六十七條の歳出を以て始より議會に提出するを要せざるものとあすか果して然らば憲法第六十七條の何か爲に議會の議決權を限制したるや論者か思想の効は殆んど人の端倪すること能ひざる所なり

六十七條の歳出の政府の同意なくして帝國議會之を廢除刪減することを得ず議會の協賛なくして政府隨意に之を確定することを得ず故に該條の歳出に付き議會政府の原案も同意せざるときい唯政府と議會との協議推讓に由り豫算の成立を致すことを得へし若し此の協議不幸にして整はざるときは議會は終に六十七條の歳出を議決するに由なく從て豫算は終に成立すること能はざるなり此の場合に於て政府も議會も誠意其の必要の費額と信認する所を守て互に相讓ること能ひざるときは豫算の成立も至らざるゝ固より罪を政府又は議會に歸すべからず余輩の單に之を以て一の不幸なる事實とせざるを得ざるなり此の時も當りてい政府の唯前年度の豫算を施行するの一法を有するのみ

人又た或い憲法第七十一條の規定より豫算の裁可と第六十七條の同意との關係を

解釋せんとするものあらん七十一條に曰く帝國議會に於て豫算を議定せず又ハ豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すへしと人或は言はん本條を適用するは帝國議會に於て豫算を議定せざるか又ハ帝國議會。於て豫算成立に至らざる場合。限れり故に天皇の裁可を得ざるか爲に豫算の成立に至らざるときハ前年度の豫算を施行することを得ず之。反して六十七條の歳出に付て政府と議會の合意成ならざるときは是れ即ち議會。於て豫算成立に至らざるの場合なるか故に政府は前年度の豫算を施行するを得へし是れ豫算の裁可を要するに拘らず猶ほ六十七條の歳出に關して政府の同意を要するの必要ある所以なりと然れども憲法か其の第七十一條に於て預め豫算不成立の場合に備ふるの規定を設くるときは其の趣意は何れの場合に於ても豫算に依らずして支出を爲すことを禁するに在ること明なるか故。政府は議會の協賛したる豫算に依るか又は七十一條の預算に依る外決して支出を爲すを得ざること知るへし(此の點ハ猶ほ次節に於て詳論すへし)故に豫算は裁可を要すれども裁可を経ざるか爲め其の成立に至らざる場合に於てハ七十一條を適用することを得ずと謂ふハ恰も天皇は豫算の裁可を拒むとを得然

れども政府ハ一錢を支出することを得ずと言ふに異あることなし裁可の實果して何處に在るや

且七十一條に謂ふ所の豫算の不成立を以て帝國議會に於て豫算の成立に至らざる場合に限るとするハ非なり設し此の解釋にして正當あらハ議員の召集に應せざる場合ハ果して如何此の時に當てハ帝國議會未だ成立せず故。政府は未だ豫算案を提出するに由なし政府豫算案を提出せざるか故に帝國議會に於て豫算を議定せずと稱することを得す又た帝國議會に於て豫算成立に至らすと言ふことを得ざるなり此の場合に於てハ七十一條の規定を適用することを得ざるか果して然らば議會か豫算議定の拒否に由て政府を強制する所なれとも一齊の同盟罷職に由て國家の存立を危くするハ議員の力に在りと謂ひざるへからざるなり七十一条の趣旨果して此の如くなるか余ハ之を信せざるなり更よ一例を舉くれば國家内外の情形に因り政府帝國議會を召集すること能ひざるときハ如何蓋し政府ハ憲法第四十一條の規定に従ひ帝國議會を召集するの義務を有すと雖とも國家の事變に因りて議會を召集すること能ひざる場合。於ては政府は固より憲法違反の責を

負ふことなし何となれば憲法の事實に於て爲し能はざることを命するものに非ざ
れはなり此の時に當ては政府に罪なく議會に咎なし然れども豫算の成立と至らさ
るは全く政府の議會を召集せざるに起因するか故に帝國議會に於て豫算を議定せ
すと稱することを得ず又た帝國議會より豫算成立に至らすと言ふことを得ざる
固より言を待たず此の場合に於ての政府は全く支出を爲すことを得ざるか七十一
條の規定に適用すること能はざるか憲法第七十條は此の如き非常の場合に處
するか爲に特別の規定を設けたり然れども余輩若し其の法文を讀下するときは直
ム其の豫算と直接の關係を有せざることを見ん七十條に曰く公共の安全を保持す
る爲緊急の需要ある場合に於て云々財政上必要の處分を爲すことを得と抑も豫算
を設くるハ公共の安全を保持するか爲必要なる處分と稱するを得ざること言を待
たす而して豫算に依らすして實際の必要と應し支出を爲さんとするも七十條の許
容する所ハ國家歳出の一小部分に止り支出の大半は緊急の需用に應するものに非す
して豫め見ることを得へき平常政務の必要を充たすものなり其の目的も亦た專
ら公共の安全を保持するのみに非すして亦た積極の公利を進歩するより年金恩

給公債元利神社費賠償費等政府の當然支拂はざるへからざるものなりと雖とも之
を以て公共の安全を保持し又ハ緊急の需用に應するものと稱することを得ず凡そ
是等の歳出ハ皆憲法第七十條の規定を適用すること能ひざるものあり是に由て見
れハ七十條ハ緊急の需用に因り公債を起し又た公安を保持するか爲必要なる費途
に向て支出を爲すか如き處分を稱するものにして國家経常の歳出入の如きハ固よ
り其の關する所に非ざるや明なり蓋し内外の情形に因り議會を召集すること能は
ざるか如きハ國家非常の災厄と謂はざるへからず此の時に當てハ嚴よ普通の豫算
のみに準據すること能ひざる勿論なるか故よ第七十條は特よ臨時必要の處分を爲
すを許せりと雖とも臨時の災厄ハ決して政府の義務を解除するもの非す年金恩
給國債の元利等ハ實際の事情に於て國家の力之を許す限ハ依然之を支拂ハざるへ
からず而して國家は此の場合に於ても猶ほ全く其の常務を停廢すること能はざる
以上ハ亦た經常の支出を爲さざるを得ざるなり故に外國に於ても例へは「シユワルツ
ブルヒルードルスタット」憲法の如きハ此の如き場合に對して最も適切なる規定を
設けたり其の第廿九條二項に曰く特別の事變に因り適時に國會を召集すること能

いさるどきハ亦た前項の例に依るど即ち此の場合に於ても政府ハ租税及び他の
收入を徵收し最近の歳出豫算に準據して之を支出することを得へきなり日本憲法
第七十條は公共の安全を保持するか爲緊急の需用ある場合に限りて財政上必要的
處分を許せり然れども經常の支出を爲すに豫算に準據するを要せずとの許客ハ何
處にも之れ有ることなし而して七十條に於て特別の必要ある處分を明認するどき
ハ余輩ハ却て其の他の收入支出又付てハ憲法ハ普通の法規を適用し豫算に準據す
るを必要なりとするの趣意あることを推論せざるを得ざるなり

今設し憲法第七十一條を以て帝國議會又於て豫算を議定せず又は帝國議會又於て
豫算成立又至らざる場合に限り適用すべき規定なりとせハ議員の召集に應せず又
は議會を召集すること能いさる場合に於ては國家ハ終に經常必要の歳出を爲すに
由なからんとす是れ果して七十條の趣意あるか余輩ハ之れを信せざるなり余輩
ハ該條を以て豫算の成立に至らす又は帝國議會又於て豫算を議定せざる場合を規
定するの法規と認むるものあり豫算の不成立に付ては議會の内外を問ひざるもの
なり人或ハ問ハん第七十一條の不成立を此の如く廣く解釋するどきは政府ハ豫算

案の調製を怠り又は豫算案を議會に提出せず甚たしきハ始より議會を召集せずし
て常々前年度の豫算に依り收入支出を爲すを得へきかと然れども政府は憲法第四
十一條又由りて毎年帝國議會を召集するの義務を負ひ其の第六十四條に由りて毎
年豫算を帝國議會の議付するの義務を負へり若し政府に於て議會を召集せず(七
十條の場合は例外とす)又は豫算を議會又提出せざるときは是即ち政府ハ自から憲
法違反の咎を惹くものあり此の場合又於ても政府は固より七十條の規定に從て
前年度の豫算を施行すべし然れども政府ハ七十條の規定に依りたるの故を以て
憲法違反の責を免るゝことを得ざるなり故に是等の場合は毫も該條の解釋又關す
る所あしとす

設し豫算を以て天皇の裁可を經ざるへからずせハ元首ハ亦た裁可を與へざるの
權を有せざるへからず元首設し此の權を實行して帝國議會の協賛を経たる豫算を
裁可せるときハ如何他なし豫算の不成立を見るのみ憲法第七十一條の規定を適用
して前年度の豫算を施行すべき場合を生するのみ故又政府ハ議會の議決を喜ひさ
るときは其の選む所に従ひ年々歲々前年度の豫算を施行するの便を有すべし此の

如く必要の支出と任意の支出とを別たす。一切の收入支出を擧げて之を常規豫算に包括するに果して立憲國の性質と合一するや否は余輩今茲に之を論せざるへし。余輩ハ唯問ハん憲法實に天皇の裁可を以て豫算の成立に必要なりとせハ更に何等の必要ありて第六十七條の歳出に對し特に政府の同意を求むへきことを規定したるか又ハ何等の實効を期して議會自由議決の範圍を限定したるか政府ハ七十一條に依りて隨意に前年度の豫算を施行するの自由を有せハ六十七條ハ毫も政府ニ利する所なく而して該條規定外の歳出に對しても議會協賛の實効は其の規定内の歳出に對する毫も異なる所なきに非すや。

余輩ハ上來憲法第六十七條ニ對する二箇の解釋を審案せり。余輩ハ該條を以て議會の協賛を要せざる場合を定めたるものとするを得ざることを論せり。余輩は又た憲法第七十一條を適用するを得ると否とを以て豫算の裁可と六十七條の同意との關係を説明する能はざることと見たり。人又た或ハ言ハん六十七條ハ一般に豫算査定権の限界を定めたるものなり。豫算を定むるは一の行政行為にして既定の法律の範圍内に於てせざるへからざることを宣言するものなり。法の明文を以て豫算の性質

ニ關する最近の學說を確認したるものなりと此の解釋も亦た非なり。六十七條は單ニ政府の同意なくして必要の歳出を廢除削減するを得ざることを定むるに過ぎず故に該條の明文のみに付て見るときハ大權に基ける既定の歳出法律上必要の歳出と雖とも政府の同意あれハ之を廢除削減するに妨くる所なし。若し夫れ豫算は現在の法制を基礎とせざるへからず豫算ハ以て法律上必要的制置を廢するを得ず。契約に因り政府に屬する義務を解除するを得ず。豫算ハ唯現行法制の範圍内に於て成立するを得へし等の法則ハ之を普通一般の法理より演繹するを得へし直接ニ之を六十七條の規定に求むへからず。若し該條の規定にして實に豫算の法律及び契約等ニ對する關係を定むるの意ならは政府の同意の有無に由て區別を爲すの理なし。法律上契約上必要の歳出は政府の同意あるも之を廢滅すると得へからざるなり。故ニ伊藤伯か六十七條の註釋中に於て(義解第百廿三頁)豫算を議する者ハ憲法と法律とに準據し憲法上及法律上國家の制置に必要な資料を給備するを以て當然の原則とせざるへからずと言ふときハ是即ち極めて正確ある普通一般の原則を明々したるものにして直接に六十七條を解釋するの意に非ざるへし之を要するに六十七條は

政府と議會との關係を規定するものなり豫算と法律との關係を規定するものに非
さるなり(讀者請ふ次節を參照せよ)

以上陳ふるか如く裁可を以て預算の成立に必要なりとするときは憲法第六十七條
は全く一箇の冗文に屬すへし故に憲法に於て特々六十七條の規定を説くるときは
余輩ハ憲法か預算成立の爲元首の裁可を要せざるの意あることを認めざるへから
す憲法か預算の裁可に付て規定する所なきハ其の當然の事理にして更に言明を要
せざるか爲に非すして豫算ハ實に裁可を経るを須ひざるか爲なり裁可を要せざる
か故よ裁可を拒むの權なし裁可を拒むの權なきか故よ憲法は六十七條の歳出に付
て政府の合意を要するの必要を有す豫算果して天皇の裁可を待たずして成立する
ときハ豫算は既に成立の手續に於て全く法律に異なれり既に形式に於て法律に非
ざるときハ余輩ハ復た其の實質に於て法律たることを得るや否を問ひざるなり
此に一事の辨明を要するものハ民法財產編第卅一條と豫算との關係なり其の第二
項に曰く動産の公用徵收ハ毎回定むる特別法に依るに非されば之を行ふことを得
すと日本の豫算法を論するに當て本條の規定に注目したるは余の知る所を以てす

れハ博士穗積八東氏か國民の友第百四號に登載したる短篇の論文を以て始とす氏
ハ其の論文又於て確定したる意見を陳へすと雖も豫算を法律に非すとするの論者
に對し速了に斷定を下すことを警戒せり其の要に曰く租稅ハ動産公用徵收の最も
重要なるものなるへし民法財產篇第卅一條は毎回定むる特別法を以てするよ非す
して動産の公用徵收を行ふを得ざることを定めたり故に租稅も亦た一年法よ依る
に非されハ之を徵收すること能ハざるへし余ハ民法の規定を以て違憲なりとする
を憚るか故よ猶ほ豫算ハ法律に非すと斷言するに躊躇せざるを得ずと實よ民法財
產篇第卅一條の意義にして此の解釋の如くならハ兎よ角該條と憲法との關係ハ一
の難題なりと謂はざるへからす然れども租稅を賦課徵收するは必ず法律を要する
こと既よ憲法第六十二條の規定よ由りて明なり故に民法財產篇第三十一條を以て
租稅に關係するものとするも其の趣旨ハ憲法第六十二條の法律ハ毎年之を更新せ
ざるへからすと云ふに過ぎず而して民法財產篇第卅一條ハ必ずしも豫算を以て租
稅を賦課するを要するものに非ざるなり故よ該條の規定より直よ豫算の性質よ論
及するは何等の根據をも有せざるものとす加之憲法第六十三條ハ現行の租稅ハ法

律を以て之を廢止せざる限舊に依て之を徵收すべきことを規定せり租稅の大部分は此の規定に由りて常定の收入となれり若し民法財產篇第卅一條二項をして一切の租稅に關するものならしめは該條は明に憲法第六十三條の規定より抵觸せり余輩は豫算を以て法律に非すとするに躊躇せずして寧ろ民法の條項を違憲ありとするを憚らざるべきなり然れども余輩若し虛心平氣よ財產編第卅一條の規定を講究するときは該條の他々憲法と矛盾せざるの解釋を容るゝことを見るへし租稅を以て動產の公用徵收に非すとするることはなり

蓋し公用徵收なる文字ハ極めて廣博なる意義を有するを得へく單に文字に付て見るときハ租稅の徵收をも財產の收用をも包括するを得へきか如し民法財產編第卅一條か如何なる意義を以て此の語を用ふるやを定めんと欲せハ先づ租稅と收用との性質の異同を辨せざるへからず收用ハ公共の利益の爲に所有權。又は其他の物權。を收取し之を國家又は第三者より移すの行政行爲なり故に收用は租稅と同しく國家公共の目的を達するの手段なり又た收用は租稅と同しく國權の發動として孰れの場合に於ても臣民との合意に基くものに非す而して收用ハ租稅と同しく國家通常

の政務を充たすか爲(鐵道道路城塞の築造等)必要なるものにして必ずしも國家の緊急權(狹義の「ユス、エミケンス」と合一するものとするを得ず凡そ是等の點よりては收用は租稅徵收と其の性質を同しくするものなり然れども收用と租稅徵收と全く性質を異にする所ハ主として其の目的とする所の權利の種類を異にする。又在り收用は所有權。又ハ其他の物權を強要し租稅賦課ハ單に國權の發動に由りて公法上の債權を生するに過ぎず故に收用は必ず確定したる物件あるを必要とし又た國家の要求する所は専ら此の確定の物件に在りて其の價金に在らざるか故に國家は其の強要したる物件に對して充分の賠償を與ふるを原則とす此の如く收用と租稅とは其の目的とする所の權利の種類に於て全く相異なれり憲法第廿七條によく日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなし公益の爲必要的な處分は法律の定むる所に依るビ公益の爲にする收用は即ち本條の規定する所に属するものなり然るに憲法は猶ほ其の第二十一條よりて法律の定むる所に従ひ納稅の義務を有することを特定せり憲法か此の如く同時に二箇の條項を設けたる何ぞや納稅ハ公益の爲に所有權を侵さるゝの場合に非さればなり民法財產編第一部は物權に關するの規定あり

其の第一章ハ所有權に關するの規定なり其の第三十一條は所有權を強要せらるゝ場合を定むるの條項なり租稅賦課の性質ハ公法上の債權を生するに在ること既に辨明したるか如し故に人民か租稅の賦課に應して任意より之を納付するときハ其の納付したる一定の貨幣の所有權ハ強要の讓渡に因らす任意の讓渡に因りて移轉すること私人に對する負債を償還するの場合と異なる所なし人民租稅の納付を怠ることか爲國稅怠納處分法に依り金錢を押收して以て未納額に充つるの場合ハ民法上の強制執行と同しく既定の債權を充たすの方法たるに過ぎず此の場合に於ては復た其の處分の公益の爲に必要なるや否を問へざるなり此の如く租稅の所有權の讓渡を強要するものに非す而して民法財產編第卅一條ハ専ら所有權強要の場合を規定するものなるときは其の所謂動產の公用徵收ハ租稅を包含せざること自から明白なり

然ハ則ち動產の公用徵收とい如何なるものを稱するや蓋し收用は主として不動產に關するを常とすと雖も其の性質上必ずしも不動產に限れるに非す例へは食用品取締に關する獨逸法律よ於て警察官よ與ふるよ検査の爲賠償を與へて店舗に存在

する所の食用品の見本を徵收するの權を以てしたるか如きハ動產收用の一例なり「ステンゲル」ハ又た獸疫の傳播を防ぐか爲獸疫に感染したる家畜を撲殺するをして動產の收用と稱すへきものなりと謂ふと雖ども此の場合ハ素警察上の處分にして必ずしも所有權の移轉を要せざるか故に以て收用の適例となすことを得ず兎角公用徵收ハ動產に關しても全く其の例なきよ非すと雖ども實際不動產の收用は公用徵收の最も重要なものなるか故に諸外國よ於ても動產の公用徵收は之を特別法よ委するを常とす若し夫れ民法財產編第卅一条か動產の公用徵收は必ず毎回定むる特別法を以てすへしと云ふに至てハ立法の理由より難すへきものなきよ非すと雖ども是れ固より余輩の此に論する所に非ざるなり之を要するよ民法財產編第三十一條は租稅の徵收に關するものよ非す故に該條は毫も憲法の規定に反する所なく而して豫算の性質は毫も該條の規定に由りて變更する所あらざるなり余は立法の歴史よ訴りて立法者の意志を推究するの便宜を有せずと雖ども該條の目的及び前後の關係よりして立法者の意志ハ余輩の解釋する所よ外ならざることを認むへしと信す

本論を草し終りたる後偶然東京日日新聞の舊紙を搜索して中村弘一氏の寄書を發見せり(明治廿四年一月七日發児東京日日新聞)其の立論の可否ハ且らく問ハす氏の寄書よりて民法起案者の意を確認することを得たるは余之を氏に謝せざるを得ず

豫算の法律に非ざること既に詳論したるか如し然らハ則ち日本憲法に謂ふ所の豫算は果して如何なる性質を有するものなるや或ハ之を以て行政官廳に對するの訓令。となすものありと雖とも余輩の見る處を以てすれば此の説ハ未だ日本國法の法理に適中したるものに非ざるなり抑も訓令は上司下司の關係に基くものに外ならず而して官廳に對して指揮監督の權を有するもの獨能く之を發することを得ヘし故々行政各部の官廳ハ國務大臣の訓令を奉せざるへからず國務大臣は亦た元首の訓令を守らざるへからず然れども元首は行政の中極にして獨國家の行政機關を統轄するの權を有するものなり而して議會ハ元首行政權の行用と限制するの場合われども直接に官廳に對して指揮監督するの權を有せず故に官廳ハ元首若くハ其の委任を受けたる上班の官廳より訓令を受くることを得ヘく而して帝國議會又ハ貴

衆各院より訓令を受くるを得へからざるなり豫算の原案ハ素政府の手に成るものなるを以て其の元首の同意を得たること論を待たず然れども帝國議會に於て修正刪除したる豫算に對しては裁可に由りて始めて元首の意志を明にすることを得ヘし豫算は天皇の裁可を要せざること余輩既に之を論定せり即ち豫算ハ單ニ議會の決議ニ由りて成立するものなり單ニ議會の決議に由りて成立するものは訓令に非ざるなり故ニ豫算を以て行政官廳に對するの訓令となすの説ハ猶ほ以て日本國法の法理を得たるものと認むることを得ず

數多の學者は又た豫算を以て財政の設計とせり其の説の要に曰く凡そ公共の經濟あると私人の經濟なるとを問ハシ歳出入巨額に達するものハ預め歳出入の設計を爲すの要を有せざるものなし故ニ府縣には府縣の豫算なからへからず町村には町村の豫算なからへからず私立會社も豫算を要し大資產家も亦た豫算を要す國家ハ最も大なる經濟を有するものなり故ニ國家ニ於て豫算の設なきときハ財政の整頓ハ決して之を望むへからず而して豫算の必要ハ獨立憲國ニ存在するものに非ざるなり之を諸國の歴史に徴するも豫算は往々立憲制度を創設するの前ニ於て既に嚴

然存在し一の欠くべからざる行政行爲となれり其の後專制制度より立憲制度に變遷して豫算を代議會の議に付するに及んても豫算ハ猶ほ其の行政行爲たるの性質を變したることなし豫算は立憲國に於ても專制國に於けると同しく國家財政の設計たるよ過きすと然れども豫算は單に歲入歲出の金額を計算し之を對比して以て出入の平均を求むるの具となすに止まらず亦た現在の法制に基きて支出の必要又は有益なるや否を審査確定するの目的を有するものなるとは豫算を以て財政の設計となす所の學者の普く認むる所なり此の如く支出の須要及び之に對する收入の利害得失を確認して財政の設計を定るときハ行政ハ將來實務を執行するに當りて依るべきの準繩を定るものに外ならざれりあり故ム「シユルツエ」は曰く豫算は財務に關する行政條規なりと「ラーバンド」は曰く豫算は行政の準繩にして其の意志の力及はん限遵奉せざるへからざるものなりと伊藤伯も亦た曰く豫算ハ行政官の遵守すべき準繩を定るものなりと此の如く國家の行政か豫算を遵奉するの義務を有するハ専ら國權か將來施政の設計を定めて以て自から其發動を緊束するに因らざるへからず「シユ

ルツエ」は曰く豫算ハ國權か自から其の行爲に對して規定する所の行政條規なりと「ラーバンド」は曰く獨逸帝國の歲計豫算ハ帝國最高機關の定めたる行政の綱領なりと故に豫算ハ國權の總攬者又ハ行政の統轄者より出つるに非されハ行政をして之を遵奉せしむるの効力を有すること能ひず而して行政をして遵奉せしむるの効力を有せざるものは財政の設計に非ざるなり日本の豫算ハ帝國議會の議決に由りて直に成立するものなることは余輩既に屢々之を論せり抑も帝國議會ハ國權の總攬者に非す故ム行政機關ム對して命令するの權を有すること能はざるなり帝國議會は亦た國家行政の局に當るものに非す故ム議會ハ自から將來施政の準繩を定むることを得へからざるなり之を略言すれば帝國議會ハ其の單獨の意志を以て財政の設計を定むるの權を有せざるものなり故に豫算を以て財政の設計となすの説も亦た之を日本の國法に適用することを得ず

豫算ハ官廳に對するの訓令にも非す國家財政の設計にも非す豫算ハ完全なる國家。意志の發動に非ざるなり憲法第六十四條は豫算ハ帝國議會の協賛を經へしと言はすして國家の歲出歲入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經へきことを規定せり

故に國家の歳出(歳入の事ハ且らく茲に論せず次節に詳述すヘシ)は帝國議會より預め其の必要又ハ有益なることを承認するに非されハ之を支出することを得ざるを原則とす而して豫算ハ議會か其の承認を興ふるの具たるに過ぎざるなり議會にて豫算を議定するときは政府は其の定むる所の範圍内に於て隨意に支出を爲すを得ヘし然れども政府ハ必ず其の定むる所の費用を支出せざるからざるの義務を有する者に非す故に帝國議會の意志ハ既に豫算に由りて決定すと雖も國家か某々の費用を支出し又は支出せざるの意志ハ豫算に依て定まるに非すして元首か官廳に對して發する所の一般又は特別の命令より始めて定まるものなり之を略言すれば豫算ハ單よ議會か由て以て國家の歳入歳出を承認するものに外ならざるなり

余輩若し猶ほ明に豫算の性質を會得せんと欲せハ之を憲法第六十四條の事後承諾よ比較するに如くハなし蓋し豫算外の支出及び豫算超過の支出に對し事後の承諾を要するものは全く歳計決算と性質を異にし却て決算の基礎となるものなり政府は豫算外の支出又ハ豫算超過の支出よ對し既に議會の承諾を経たるにも拘はらず

猶ほ一般の收入支出と共に其の決算を帝國議會に提出して之が審査に附せざるへからず故に「レンネ」ハ事後承諾を以て豫算を増補するものとせり(李漏西國法第一卷第六百十八頁)「ラーバンド」は曰く(獨逸國法第二卷第千六頁及李漏西豫算法第五十七頁)豫算外の支出を承諾するは事實に於ては歳計豫算を増補修正するものよ外ならずと又た曰く事後の承諾ハ假定のものに過ぎずして政府か歳計決算を提出するの義務を解くものにあらず是れ事後承諾の豫算と性質を同しくする所なりと「ヘル」も亦た曰く(法律論第三百四十頁)事後の承諾ハ豫算に依らす又は豫算よ超過したるの理由を辨解して以て決算上の責任解除を得るの目的を有するものよ非す故に事後の承諾ハ會計検査院の検査に先たちて之を興ふべきものにして豫算の項目に關する計算上の審査に隨属するものに非す其の目的は全く決算上の責任解除を求むるの外よ在り他よし豫算に違反したるの理由を辨明し違反よ由りて生したる事實をして豫算の定むる所の準繩に代りて歳計決算の基本たらしむることはなり「ラーバンド」か事後の承諾ハ歳計の決算に非すして豫算の修正なりと論するハ極めて當を得たるものなりと事後承諾ハ此の如く豫算を増補修正するものなるとき

ハ豫算亦た必ず承諾と共同の目的を有するものならざる可らず而して事後承諾の目的ハ政府か議會より對して責任を免るゝの範圍を定めて以て將來歲計決算の基礎となすに在るを「ラーハンド」及「ヘーチル」の論するか如し豫算の目的も亦た實に之に外ならざるなり故に豫算ハ立憲制度創設の前既に諸國に存在せりと雖とも其の性質は立憲國に遷るに及んて全く一變せり立憲國の豫算は復た單純なる財政上の見積りに止まらざるなり豫算を以て財政の設計となすの論者(例へハ「シユルッエ」及び「ラーハンド」)と雖ども概ね皆豫算法律の効用を以て主として國家の收入支出より付き政府か後に至りて其の實際に必要或は有益なりしことを證明するの責任を免るゝに在りとし豫算不成立の場合に於て政府は此の證明の責任を預め免るゝの利益を有せざるに止まることが主張せり「ラーハンド」ハ「エリネック」の説を駁するよ當りて論して曰く(獨逸國法第二卷第十四二頁)余輩の論する所のものは豫算の經濟上の効用に非ずして其の法上の効用なり(中略)豫算法律の成立せざる場合に於て政府か財政の秩序を維持するか爲單意を以て定むる所の豫算は國法上豫算法律に代るものゝ非す又た決して之に代るへきものに非す何となれば此の如き豫算は代。

議會に對する政府の責任を塞ぐこと能はされぬなり故に政府が專斷を以て定むる所の豫算ハ憲法に違反するものに非す又た憲法に遵依するものにも非す此の如き豫算ハ全く法の關與せざる所なりと是に由て觀れば「ラーハンド」か李漏西豫算法に於て(第十三頁)豫算を定むるは法上の必要を充たすものゝ非ずして専ら經濟上の必要を充たすものなりと言へるは之を立憲國憲法の豫算に適用することを得ず又た豫算を以て財政の設計となすの論者は豫算ハ立憲國の特有する所に非ざることを主張すと雖ども其の專制國と立憲國とに於て大に目的及び性質を異にするこてい則ち之を認めざるを得ざるへし以上論するか如く豫算の國法上の効用は主として事後の承諾と同しく政府か議會に對する責任の標準を定むるに在り而して政府か支出の必要或は有益あることを證明するの責任を免るゝは帝國議會の既に前以て之を承認したる事實に因るものあるを以て議會に對する責任の標準は單に議會の決議に由て之を定むるを得へきこと亦た事後承諾の場合と異なる所なし故ゆ余輩か豫算を以て元首の裁可を待たずして成立するものとしたるは立法の理由より論するも決して豫算の性質に反する不當の説に非す唯帝國議會の決議に加ふるに

天皇の裁可を以てし正式に之を公布するときハ政府責任の標準を定むると共に併せて官廳に對して預算を遵行するの義務を負はしむることを得へきの差あるのみ蓋し日本憲法は此の二箇の元素を分離し預算を以て専ら政府と議會との關係を定むるものとあし官廳に對して財務の準繩を示し之を遵行するの義務を負ひしむるハ別に天皇の命令を以てするの法を取れるものなり

明治廿四年度の豫算ハ政府天皇の裁可を經て之を公布せり此の事實ハ毫も預算の性質に關する余輩の意見を反證するものに非す又た政府は之か爲に憲法又違反するの責を負ふことなきハ前項の終に論したる所に由りて讀者既ム了解の端緒を得たるなるへし抑も預算ハ法律に非す命令ムも非す單に帝國議會か政府に對し必要又ハ有益なる支出及び之々對する收入の承認を與ふるに過ぎず故に帝國議會の決議に由りて成立したる豫算ハ未だ直に官廳又對して遵由の義務を負ひしむるとを得さるなり然ども政府若し議會の同意したる歳入歳出額の範圍内に於て國家の財務を處理して以て憲法第六十四條の命令に従ハんと欲せハ政府ハ官廳に對して収入支出又關する一定の準繩を示し且つ之を遵行するの義務を負はしめざるへから

す此の準繩を定むるの命令又は訓令は其定むる所必ずしも預算と同一あるを要せず政府或ハ一年の預算を數期又分つを得へく或ハ各省又對して各別の豫算を命令するとを得へし又た政府ハ必ず議會の同意したる金額を支出せざるへからざるの義務を有する者又非ざるか故に預算の定額を削減して官廳に命令するも決して妨くる所あらざるなり此の如く元首か官廳に對して發する命令訓令も既生の收入支出を表するもの又非すして將來又期する所の收支を計算するものなるか故又た目するに預算を以てするを得へしと雖も其性質ハ全く憲法の謂ふ所の預算なるものと異なれり前者ハ官廳の天皇に對する責任の標準を定むるものにして後者ハ政府。議會に對する責任の標準を定むるものなり前者は其の規定の目的に依り官廳をして必ず某種の收入支出を爲すの義務を負ひしむることを得ど雖とも後者ハ單に議會の同意を表するに止まり政府を強制して收入支出を爲さしむるの効力を有せず故に政府か天皇の裁可を経て明治廿四年度の預算を公布したるときハ是既定の預算又基き官廳に對し收入支出の準繩を命令するの一法を取りたるに外ならず而して此の方法は蓋し實際に於て最も便なるものなるへし然れども此の場合

に於ても裁可の預算の成立に必要な元素に非すして既成の預算に基きて發する所の命令に對し遵由の効力を與ふるものに過ぎざるなり

上來縷述する所の理由に據り余輩は左の論結に歸着するを得へきことを信す曰く豫算は議會の財政監査權に基くものにして國家の收入支出と關し政府が責任を免るゝの範圍を定めて以て決算審査の基礎とあすものなりと

第十七節 豫算の成立—豫算の効力—豫算の不成立

豫算を調製し及び之を議會より提出するの順序は會計法會計規則及び其の他の法令に備はれり此より是等の法則を網羅するは既に緒言にも陳へたる如く本篇の目的とする所に非す余輩は唯憲法の條項より演繹することを得へき二三の原則を擧くるを以て足れどすへし

(一)國家の歲入歲出は其の法律に基くと行政の處分に因るとを問はず凡て預算を以て帝國議會の協賛を經さるへからず此に例外を成すものハ憲法第六十六條の皇室經費及び第六十八條の繼續費なり皇室の經費の現在の定額を増加せざる限は帝國議會の協賛を要せず數年に亘るの繼續費は一たび議會の協賛を經るときは更に毎年之か協賛を經るの要なしとす此の二種の歲出の議會之を協賛し又ハ協賛せざるの權なしと雖とも之に供給するの財源は亦た一般の收入より在るを以て兩種の經費をも併せて預算より載するハ收支を對比するか爲已むを得ざる所なり然れども之を豫算に併載するハ専ら對照の便に供するか爲として議會の協賛を求むるか爲に非ざるか故に議會に於て之を廢除し又ハ削減するの議決を爲すも何等の効力を有せざるへきこと多言を待たずして明なり

(二)豫算ハ毎年之を帝國議會に提出せざるへからず蓋し憲法第六十四條に於て毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經へしと言ふときは此の法文ハ三種の解釋を容るゝか如し其一ハ之を以て毎一年即ち十二ヶ月間の豫算を定むへきことを命するものとなすに在り此の解釋に従ふときは或は六ヶ月間或は十八ヶ月間の預算と調製するは憲法の規定に違反するものなり然れども國家は將來に於て經濟事情の變更又は其他の原因に由りて會計年度の開期終期を變更するの必要を見ることがなきと保し難し此の場合よ於て舊會計年度より新會計年度に遷るの時に際しては或ハ十二ヶ月に満たず或は十二ヶ月を超ゆるの預算を定むるも事實已むを得ざる所なり而して第一

の解釋に従ふときは「ラーバンド」の如く此の如き變体の預算を以て違憲と認めざるからす換言すれば會計年度の憲法の改正に由るよ非されは決して變更するを得ざるものとなさるへからざるなり是れ蓋し第六十四條の趣意に非ざるへし第二の解釋ハ「毎年」を以て「每會計年度」と解するに在り此の解釋ハ稍附會の嫌なき能ハざるのみならず毎年の二字を以て全く贅言たらしむるものと謂はざるへからす何どなれば會計年度は預算か其の効力を保有すへき一定の时限に外ならず而して毎會計年度豫算を以て議會の協賛を經へしと言ふに異なることなかるへければあり故に余輩ハ以上二種の解釋を捨て、第三の解釋を取らざるへからず余輩の見る所を以てすれハ憲法第六十四條に毎年と謂ふは會計年度の長短を定むるものにあらずして單に帝國議會の協賛を得へき時期を定むるものなり故ニ二年乃至三年に一回預算を議會に提出して之が協賛を得るか如きは六十四條に抵觸すること疑を容れずと雖とも今年の議會に明年四月一日より明後年一月卅一日迄十ヶ月間の預算を提出し明年の議會に於て第三年目の三月卅一日に至る迄十四ヶ月間の預算を提出す

ることあるも之を目するに違憲を以てすることを得ず六十四條は歳出歳入云々と言ふと雖とも一年の收入支出ハ必ず一回の預算を以てせざるへからざるとハ歳出歳入の兩語より推論すると能はず何となれば一年の收入支出を數回又ハ數年の收入支出を一回よ豫算するも豫算を以て歳入歳出の協賛を経るものたることを失はざれはなり故に六十四條に於て歳出歳入と言ふも此の兩語よりして豫算は必ず十二ヶ月の收支を定めざるへからず推論するを得ざるなり會計法第一條は毎年四月一日より翌年三月卅一日に至る十二ヶ月間を以て政府の會計年度とせり然れども將來會計年度開閉の時期を變更するの必要を見るこあらは舊會計年度より新會計年度に移るの際に處するか爲十二ヶ月に満たず又ハ十二ヶ月に超過するの豫算を定むることあるも決して憲法に違反するものに非ざるなり第六十四條に所謂「毎年」の意義ハ第七十二條を比較するに及んて愈々明なるへし七十二條ハ毎年歳出歳入の決算を議會よ提出すことを定めす故に決算ハ二ヶ年度分を同一の會期に提出することを得へく而して政府は毎年の會期に必ず決算と提出せざるへからざるの義務を負ふものに非す然るに預算に對してハ憲法ハ全く之に反するの規定を設けん

と欲す是れ蓋し第六十四條か毎年帝國議會の協賛を経へしと言ふ所以なり此の原則ハ又た會計法第五條の認むる所なるか如し

(三)豫算ハ年度開始前に於て帝國議會の協賛を経ざるへからず何となれハ豫算とい預め未生の收入支出を算するの謂に外ならされハあり會計法第五條も亦た明々規定して曰く歳入歳出の總豫算ハ前年の帝國議會集會の始より於て之を提出すへしと(四)憲法第六十四條ハ國家の歳出歳入は預算を以て議會の協賛を経へきことを規定せり然れども必ず一箇の預算書を以て協賛を經へきことを規定せず故ニ歳入歳出を數箇の豫算書より分ちて議會の協賛を経るも亦た憲法の禁する所に非すと謂へざるへからざるなり會計法は明文を以て憲法第六十四條の規定を補へり其の第二條に曰く租稅及其の他一切の收納を歳入とし歳入歳出は總豫算に編入すへしと故に豫算は特別會計に屬するものを除くの外一切の收納及び一切の經費を通して一箇の文書と成すを原則とす然れども預算は單に豫期することを得。へき歳出入を計算するものに過ぎざるか故に豫算成立後に至りて臨時の必要を生したるか爲追加豫算を編製するハ憲法及び會計法の禁する所に非ざること多

言せずして明なり

(五)豫期へき歳出の外豫算には憲法第六十九條に従ひ避くへからざる豫算の不足を補ふ爲み又ハ豫算の外に生したる必要の費用に充つるか爲に豫備費を設くるを要す是れ憲法の單より許容する所に非すして其の嚴に命令する所なり故に政府か豫備費を設けざる豫算を提出し又は議會に於て豫備費を全廢するは共に憲法の規定に背反するものにして豫算不成立の場合を生ずるの理由たるものなり

(六)豫算は收入支出の二大部分より區別すべきこと其の歳入歳出の豫算たるの性質よりして自から明なり之に反して歳入歳出の各部内より如何なる細別を爲すへきやハ憲法の明に定めざる所なりと雖も支出に關しては第六十二條二項の規定より其の意を推定することを得へし其の文に曰く豫算の款項より超過し云々支出あるときハ後日帝國議會の承諾を求むるを要すと抑も豫算超過の支出に對して後日議會の承諾を要する何そや議會の協賛したる所に違ふて支出を爲すの已むを得ざる場合を生したればなり故に憲法か款項より超過するの支出に對し議會の承諾を要するときは豫算の款項は議會の協賛を以て定むべきものあることを知るへし款項内

の目節に至てい政府超過の支出を爲すも後日議會の承諾を要することなし他なし
議會の協賛を以て政府を限制するの効力は目節に及へされへなり故に豫算に於て
目節を細別して議會に提出することあるも是れ唯議會参考の爲にするよ止まり必
ずしも議會の協賛を經へきものに非す何となれハ政府を限制するの効力をき協賛
は憲法に謂ふ所の協賛に非さればなり會計法第六條も亦た憲法の法意に従ひ歳入
歳出を經常臨時の二部より大別し各部中に於て之を款項に區分すへきことを規定せ
り然れども款項の區分ハ到底形式上の區分たるに過ぎず如何なる種類の歳出入を
以て款となし如何なる種類を以て項とあすへきやハ積年の慣習と財政術の指示す
る所に由りて定まるへきものとして預め一定の法則を設くるを得へからず
(七)豫算ハ前に衆議院に提出すへし是れ憲法第六十五條の定むる所にして豫算案の
普通議案に異なる所なり

以上ハ豫算の編製及び提出に關し憲法の條項より演繹することを得へき最も重要
なる原則を擧げたるよ過ぎず余輩ハ是より日本豫算法中最大の難問たる帝國議會
の豫算議定權に論及せんとす憲法の條項中議會の豫算議定權に對して一大制限と

加ふるものあり第六十七條の規定是なり

憲法第六十七條の解釋に關して最も疑あるものは憲法上の大權と基ける既定の歲
出との如何なる種類の歲出を稱するやに在り伊藤伯は二三の實例を擧げて其の意
義を説明したれども憲法義解に於て其の一定の觀念を示したる所なきか故に此の
種の歲出は果して如何ある範圍を有するやに至りては伯の意見を知るに由なしと
す其の他不幸にして余は未だ承服すべき解釋を聞知するの機會を有せざるなり余
輩今若し憲法第六十七條の規定を詳密に分解して其の正確なる解釋を得んと欲せ
ハ先づ首として大權の意義を論定せざるへからず余輩の見る所を以てすれば憲法
上の 大權とは國家の元首か憲法に依りて專有し他の獨立なる機關の協同を待たず
して専行するを得へき一切の權利を稱するものあり此の見解ハ蓋し幸にして人の
異論を免るゝを得んか然れども大權の意義は六十七條を解釋するの根據とあるへ
きものなるを以て猶ほ此に少しく之を詳論すべく而して大權の觀念は主として英
國の國法に於て發達したるものなるか故に英國々法に關する二三の著述を引用し
て解釋の助となさんとす

「クナイスト」は曰く(英國行政法第一編第百五十四頁)國王は立法の形を以て現はるゝと命令權の形を以て現はるゝとを問ひす凡て國政權の淵源にして從て又た直接の國家官廳たると間接の國家官吏即ち自治體の官吏たるとを論せず國家意志を執行する所の一切の機關よ首長たるものあり此の關係よ屬する一切の方面を總稱して國王の大權と云ふと氏は又た「ロード、コーク」の用ゐたる大權の意義を以て「プラクストーン」以來普ねく人の承認を得たるものとせり「コーク」の定義に曰く大權とい法の國王に與ふる一切の權力尊榮及び特權を總稱するものなりと然れども英國の國法學者は亦た或い大權の意義に幾分の限制を加へて之を用ゐるものあり「コクス」「トップ」の如き是なり兩氏ハ大權を以て成文法より國王に與へたるものを除くの外王位に屬する一切の政權を總稱するものとせり「トップ」ハ大權の範圍を論して曰く大英國君主の大權は甚だ廣くして又た極めて重要あるものなり國王は國家一切の行法權の中極たり而して政府の行政機能は國王を以て其の淵源とし民政上司法上軍事上宗教上の事務に關する最上權は皆國王よ屬せざるものなし國王ハ又た立法權の首長よして其の必要なる一元素たり國王ハ陸海軍の元帥なり榮譽權利の

淵源なり又た既決の犯罪者を赦すの權利と有するか故に恩惠の施與者たり國王ハ國教の元首なり外に對して國家尊嚴の代表者たり而して國王ハ戰を宣し和を講し及び外國と條約を締結するの權を有すと

此の如く國王大權の頗る廣闊ある範圍を有することは英國々法學者の普ねく認むる所なるか如し唯或は成文法の明文に由り國王に委任したるものを以て大權の一部となすとなさゝるとの差あるのみ然れども此の區別ハ素英國よ於ける慣習法と成文法との特別の關係に基くものにして固より之を日本國法に適用すべきに非す日本に於てハ憲法も亦た一の成文法よりならず元首の大權は凡て成文法に根據を有すと謂ふも過言よ非ざるなり故に余輩ハ「コックス」「トップ」の定義を取らすして寧ろ「コーク」の定義を取らざるへからず又た英國の國法依によるときハ立法權ハ國王及バーランド上下兩院に存在するか故に單に國王の權利と言ふときは自から立法權と包含せざることを知るへし(國王の大權ハ立法機關の一元素たるの權を包含するのみ)と雖とも日本に於てハ立法權も亦た獨元首の掌握する所なるを以て單に大權を以て元首の權利となすときハ大權ハ全く統治權と異なる所あく從て此の如きの解釋は實

際何等の効用をも充たすこと能はざるへし是れ余輩か大權を以て他の獨立の機關（即ち帝國議會）の協同を待たずして專行するを得へき權利とあせる所以なり憲法第十七條第二項ハ余輩の解釋を確證するものなり其の文に曰く攝政ハ天皇の名と於て大權を行ふと抑も攝政は元首大政を親らすること能はざるの事情あるとき當りて元首に代りて一切の大政を行ふの職と在るものなり元首の行ふことを得へき所にして攝故の行ふこと能はざるものは唯憲法及び皇室典範の改正を裁可するの一事のみ其の他と於ては攝政か天皇の名と於て行ふことを得るの權ハ元首か親ら行ふことを得る所のものと全く範圍を同しくす而して憲法は大權の一語を以て悉く此の權を包括し其の制限を要する者ハ特別の條文を以て之を規定せり第七十五條是なり伊藤伯も亦た天皇の大權を論して曰く（義解第二十九頁）元首の大權ハ憲法の正條を以て之を制限するの外及はざる所なきこと宛も大陽の光線の遮蔽の外に映射せざる所なきか如し此れ固より逐節叙述するを待ちて始めて存立するものと非す云々と伯は大權の定義を下すの意に非ざると以て此に帝國議會の協賛を経て行ふべきものも亦た天皇の大權に属するや否を明言せず雖も其の憲法の正條を以て制限するの外と言ふを見れハ伯の眞意の在る所亦た推知し難からざるか如し憲法が統治權と同一の意義を以て大權の語を用ひざると其の第十七條二項と第四條及び五條との對照よりて明に認むるとを得へし第四條に於てハ統治權を總攬し憲法の條規に依り之を行ふと言ひ第五條に於てハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふと言へり之に反して第十七條二項は單に大權を行ふと言ふに止まり別に之を制限を定めず是よりて觀れハ大權とは既に性質上憲法條規の範圍内に存在し又た帝國議會の協賛を要せずして行ふとを得へきものなること知るへし此の如く大權とハ他の獨立なる機關の協同を待たずして元首の行ふことを得へき一切の權利を總稱するものにして官制陸海軍の編制等憲法第一章に特別の條項あると否とを分たざるか故に單に憲法上の大權に基ける歲出と言ふときは法律に基くものを除くの外一切の歲出を包含し敢て其の必要の歲出なると隨意の歲出ありと將た經常の歲出なると臨時の歲出なるとを問へざるなり然れども憲法第六十七條は憲法上の大權に基ける一切の歲出と付き政府の同意を要するものに非すして其の同意を要する既定の歲出に止れり

既定の歳出は其の文字のみに就て見るとき。憲法制定の當時既に定まる歳出と解することを得へしと雖ども此の如きの解釋は論理上之を却けざるへからず抑も憲法は萬世に亘りて容易に變更すべからざるの大典にして六十七條は憲法施行の際に處する一時の規定に非ず而して偶然憲法制定の當時に定まりたる歳出額を幾百年の後迄保護する憲法第六十七條の意に非ざること間はすして明なり伊藤伯の既定の歳出を以て憲法施行の前と施行の後とを論せず豫算提議の前既に定まるものとせり是れ余輩か全く伊藤伯に同意する所なり然らば則ち歳出の豫算提議前に定まるは果して國家の如何ある行爲に起因することを得るや。

世間普通の解釋又依るとき既定の歳出は前年度の豫算に由りて定まるものなり伊藤伯も亦た此の解釋を取る者の如し伯は曰く(義解第百廿四頁)既定の歳出と謂ふとき其の憲法上の大權に基くに拘らす新置及増置の歳出は仍議會に於て論議の自由を有する也と然れども余輩は此の解釋又同意すると能はざるなり若し憲法上の大權に基ける歳出にして前年度の豫算に一定の額を成する者は皆第六十七條に謂ふ所の既定の歳出なりとせり凡そ國家の歳出は其の必要なると隨意なると經常

なると臨時なるを論せず苟も前年度の豫算に載するの額は議會全く之を論議の自由を有せずと推論せざるへからず(支出の目的消滅したるものハ格別なりとす)是蓋し論者の希望せざる所なるへしと雖ども論理上の結果ハ復た之を如何ともすへからず何とあれハ法律又基くの歳出は第六十七條第二段の明言する所にして法律に基かざるの歳出ハ悉く大權又基くものなることハ余輩の既に詳論したるか如くなれハなり且つ夫れ某年度の豫算中某種の歳出ハ既定の歳出なりと謂ふときは此の歳出の必要ハ既に該年度に對しても定まるとを要す設し單より前年度の爲に定まれるものを以て既定の歳出と稱することを得は五年十年前の豫算又定むる所も亦た前年度の豫算に定むる者と均しく既定の歳出と稱するとを得へし故に既定の歳出を以て前年度の豫算又一定の額を成すものと解釋せんと欲せば論者は必ず先づ前年度の豫算が今年度の歳出に對して前定の効力と有するものあることを證せざるへからず是れ「ラーバンド」か某種の歳出又付き曾て其の李漏西豫算法に於て試みたる所なり伊藤伯の憲法義解に於て(第百二十二頁)既定の歳出と云々經常費額を成すものを云ふと言へり而して伯ハ此の斷定の論據を示さすと雖ども「ラーバンド」

の論する所に蓋し伊藤伯其の他前年度の豫算に今年度の歳出を前定するの効力を與へんとする所の論者か其の自説を辨護するの具とあすことを得へき唯一の論據なるを以て茲に大意を譯出して少しく之か評論を試みんとす

「ラーバンド」所論の大要に曰く(字漏西豫算法第三十九頁以下)國家の機關として國家の意志を宣明するの職を充たす者の新舊常々相代謝すと雖ども一たひ發表したる國家の意志に在職者の交代ありたるか爲に其の効力を失ふものに非す是れ國家の性質に基くの一原則なり例へは法律及び國際の條約は其成立に參與したる大臣議員共に世を辞し又は職を去りたるも猶ほ依然として其の効力を失へざるゝ何人と雖ども決して疑はざる所なり此の原則は又た均しく官廳一切の行爲に適用すべきものとす而して議會と雖ども亦た此の原則の外に在ると能はざるあり議會の行為として國法上の効力を有せざる者全く後の議會を束縛するの力を有せずと雖ども議會に於て一たひ國法上の効力を以て議決を爲したる時の後の議會か之を不當と認むると至當と信するとを問へす此の議決は依然として將來に効力を有する者あり立憲國に於ては立法事務並に議會の同意を要する所の行政事務に關し契約

に類する一種の關係を生せり此の關係は固より民法上の契約と同視すべきものに非ずして唯國家の機關たる政府と議會との間國權の行爲に關して成立したる合意も過ぎず然れども此の合意にして一たひ成立するときは民法上の契約と均しく双方の合意によるに非されば之を變更し又は廢止することを得ず而して一方の異議に由て之を左右すべきに非ざるなり此の原則は亦た之を豫算に適用することを得へし蓋し豫算は單に一ヶ年間の爲に發するものにして又た現に一ヶ年間の爲に豫期すべき収入及び支出の計算を定むるゝ過ぎず其の財政上の効用は全く該年度又限れり然れども實質に付て論するときは其の効果は遙かに一箇年の期限外に及ぶものなり而して効果を有すべき時間の長短は一に支出各項目の性質如何に在り行政處分中或は一年にして完結し從つて其の費用も亦た全く一箇年の期限内に属するものありと雖ども行政處分及び國家制置の多數は其の存在の時間長く從て其費用の豫算を以て定めざるへからざるものなり此の標準に由て區別するときは國家の歳出ハ一年にして完了するものあり數年に連亘するものあり又た永久に繼續する

ものあり一年にして完了するの歳出の議會固より次年に至りて之を削除するを得
へし然れども數年に亘るの歳出又は常久の歳出も關し議會一たひ同意を表して國
定の制置又は行政處分の必要を認むるときは議會は將來此の議決も由て政府との
間も成立したる合意の爲に束縛せられざるを得ず故に後の議會の政府の同意なく
して常久の歳出又は數年に亘るの歳出を廢除削減すること能ひさるなり

此の論據を以て假りに正確なりと認めハ既定の歳出も必ずしも經常費額を成する
のに止まらず臨時の歳出中に於ても數年に亘るの事業にして憲法第六十八條に依
り繼續費として帝國議會の協賛を経さりしものハ亦た既定の歳出に外ならず故に
伊藤伯か既定の歳出とい云々豫算提議の前に既に定まる經常費額を成す者を謂
ふと斷定するときは余輩ハ全く其の論理上の根據を見ること能はさるなり

「ラーバンド」の説は始より學者の大に攻撃する所となれり「シユルツエ」ハ曰く（字漏
西國法第二卷第四百四十四頁）「ラーバンド」の意見は所謂豫算法律の財政上及び國
法上の効用と矛盾するものなり大國に於てハ國政上の必要年々歳々に變更して一
たびも休止することなし必要な常久の制置を維持し及び避くへかさざるの需要

を充たすか爲みするの歳出も雖も事情の變更に因りて節減を要するとあり又た節
減するを得へきとあり之を概言すれば財政の全体は常々移動變更するの性質を有
す是れ正に短期の會計年度を定めたる所以なり存立の恒久なるは法律の性質に在
り其の一時期に限るハ豫算の性質に存す「ラーバンド」か國家意志の常久あるとに付
て論する所は概して正當なりと認めざる可らず而して既定の法は立法各機關の合
意に由り法律を以て之か變更を宣言せざる間は決して其の効力を失ふとなしとの
原則ハ自体に於て争ふ可らざる者なりと雖とも豫算ハ正に此の原則を適用す可らざ
るの場合を成す者なり何となれば豫算ハ其性質に基き憲法の明文に依り専ら一の
短期即ち一年間の爲に定むる者に過ぎざればあり人若し豫算を定むるは行政行爲
して法律に非すとの正論を確守するときは特に一箇年間の爲に定めたる豫算に關し
單に其の目的の將來も繼續するの故を以て其の目的に充つるの費額に對しても亦
た常久の裁可を與ふるの効力を有すると主張する能はざるなりと余輩も亦た「ラ
ーバンド」の説に同意すること能ひざるものなり帝國議會協賛の目的ハ支出の必要
又は有益なるを承認するに在ること余輩既に之を詳論せり然れども此の承認の効

力ハ國法上一年の時限に止まるを以て原則となすことは憲法第六十四條に明に定むる所なり蓋し議會に於て一たひ數年に亘るの事業又ハ常久の制置に對し其の必要有益なることを認むるときハ議會は德義上政治上將來よ於ても又た之を承認するを要するの情あるへしと雖とも國法上決して此の如きの義務を負ふ者よ非す何どなれハ議會ハ國家の事業及び制置の某年に必要なることを認めたりとも國法上未た其の次年よ必要なることを承認したることなればなり議會か某種の歳出と承認するの義務を有するハ前年度の豫算に於て之を議決したるよ因るに非すして單に法律命令の規定あるよ因るのみ故に「ラーバンド」の説ハ獨逸に於ても多數學者の同意を得ること能ハず而して「ラーバンド」も亦た終よ其の持説を變更するよ至れり(獨逸國法第二卷第九百九十頁千十六頁)獨「ザイデル」ハ今日に於ても猶ほ此の説を固守すと雖も「バイエルン」國法第四卷第三百九十六頁以下余の見る所を以てす

れは氏も亦た之か論據に一毫の重きを加ふること能ハざるか如し

前年度の豫算ハ今年度の豫算に對して前定の効力を有するものに非す前年度の豫算ハ單に前年度の歳出を定め今年度の豫算ハ單に今年度の歳出を定む前者は其の

効力を今年よ及ぼすこと能はず而して後者ハ其の効力を明年よ及ぼすこと能はさるなり前年度の豫算を施行するの場合よ於てハ憲法第七十一條の明文に由り之に付するに今年度の豫算に代るの効力を以てしたるか故に其の今年度の歳出を定むるの効用を有すること特よ今年の爲に豫算を定めたるよ同じと雖も此の場合に於ても前年度の豫算は自己の性質よ因りて當然其の効力を今年の歳出に及ぼすよ非す故に憲法か單よ既定の歳出と謂ふの故を以て前年度の豫算よ定めたるの歳出は凡て政府の同意なくして之を廢除削減するを得ざること「サクセン、アルテムブルヒ」憲法第二百三條の規定する所よ異ならずとなすは充分なる根據なきの斷定と謂へざるへからざるなり

國家の行爲にして豫算よ對し前定の効力を有するものハ曰く法律なり曰く命令なり曰く契約なり而して法律ハ専ら天皇の大權のみよ屬するものに非ざること既よ論したるか如くなるを以て憲法上の大權に基ける既定の歳出の命令又ハ條約に基く所の國家の歳出に外ならざるなり「リッペ」伯ハ宰國貴族院千八百七十九年二月十二日の報告に於て官廳組織の勅令よ關して論して曰く豫算承諾の基礎たるものハ

前年度の承諾に非すして國王の發したる命令なりと蓋し命令ハ其の實際に及ぼす効果に於て法律と異なることなし法律か裁判所の構成を定むると同しく命令は行政官衙の組織を定むるを得へし法律か帝國議會議員の歳費を定むると同しく命令は官吏の俸給を定むるを得へし法律と命令の相異なる所ハ成立の手續及び相互抵觸の場合に關する効力の輕重に在り而して其の實際の効果に在らざるなり(「ボルンハック」も類似の説を有す李漏西國法第一卷第四百六十頁)又た國際の條約ム基くの歳出は其の緊要あること法律上政府の義務に屬するの歳出より大なることあるも決して之に劣ることなし日本政府は豫算全部に對して可否を決するの權を有せざる代りにハ其の一部又對し最も直接に之を關與するの權を有する者なり他なし歳出の一部ハ國家存立の爲欠くへからざるものなれハなり命令の効果ハ法律の効果に同しく國際條約の結果ハ法律上政府に屬するの義務と緊束の効力を異にせざるときハ憲法か法律ム基くの歳出及び法律上政府の義務に屬するの歳出と均しく命令及び國際條約に基くの歳出又對して政府の同意を要するハ立法の理由より見るも頗る穩當の規定と稱することを得へきなり

命令及び條約に基くの歳出は其の必要のみ定まりて未だ其の金額の定まらざるものあるへく又た必要金額共に始より定まれるものあるへし(例へば外國に對して支拂ふべき賠償の如き是なり)孰れの場合に於ても政府ハ必ずしも前年度豫算の定額に従ふことを要せず政府ハ唯命令及び條約ム依りて必要と認むるの金額を以て議會の協賛を求むべきのみ例へば某官衙の經費として前年の歳算に五十萬圓の額を定めたりとせん政府は益し今年の豫算に於ても同一の額を設くるを常とすへしと雖とも物價の變動又は其の他諸種の原因に由り此の金額を以て必要を充たすに足らすと思惟するときは或は六十萬圓七十萬圓の費額を載することあるも亦た實に已むを得ざる所あり此の場合に於ては議會ハ政府の同意なくして五十萬圓の金額を節減すること能はざるのみならず又た六十萬圓の金額を節減することを得へからざるなり前年度の豫算に掲げざる新置の費目も亦た之ム準す例へば前年の豫算議定後に於て勅令を以て官衙を新設し本年度に至りて始めて之を實施するか如き場合ヨ際し本年度の豫算に之カ費額を新置するときハ議會は亦た政府の同意なくして之を廢除し削減すること増置の場合と異なる所なし然れども議會に

於て六十七條の規定に反し政府の同意を得ずして大權に基ける既定の歳出及び法律上必要の歳出を廢除削減するの議決を爲すときは此の議決は全く無効又属し憲法第七十一條を適用するの場合を生すへきか故又前年度の豫算と定額あるものにて政府議會の同意なくして之を支出するを得へしと雖ども新置増置の歳出又至ては政府は全く之を支出するに由なし是れ前年度の豫算に定額あるの歳出と新置増置の歳出とに付て帝國議會議決の結果大と相異なる所なり蓋し議會か政府の同意なくして新置増置の歳出を廢減するに何れの場合に於ても國法上違法の事たるを免れすと雖とも設し政府に於て命令又ハ條約權を濫用して議會の議決權を廢滅するの利器となし人民の利害休戚を顧みずして濫り又無要の制置を設くるか如きことありては議會か之と對して同意を拒むハ却て其の政治上徳義上の義務に從ふものたるとなしと謂ふへからず何れの國に於ても政治上の必要と法律上の義務と常又平衡調和して相矛盾することなからしむるハ殆んど實際に期すへからざる所なり是れ實に諸國に於て往々責任解除法律の必要^{ビタチヤムニヤ}を生ずる所以なり日本憲法第六十七條は議會豫算議定權の限制を定め其の第七十一條は議會權力の濫用又は已むを得

さるの事情に由り預算成立に至らざるの場合に備へたり然れども其の豫備の防具は前年度の豫算を施行するに過ぎず故に新置増置の歳出又對しては議會は猶ほ萬已むを得ざるの場合に於て政府の專横を防制するの利器を失ハざるなり若し夫れ各箇の場合に於て果して既定の歳出を拒否するの必要あるや否ハ全く政事上の實際問題なり國法上より之を論すれば政府の同意なくして既定の歳出を廢減するハ何れの場合に於ても違法の議決たることを免れず之を要する又大權に基ける既定の歳出ハ前年度の預算との關係に於て毫も法律よ基くの歳出と異なることをあし議會か政府の同意なくして前者を廢減する能ハざるハ其の前年度の豫算に一定の額を成すと否とを論せざること全く後者に同しく又た議會の同意なくして前年度の定額外又前者を支出する能ハざること全く後者よ均し憲法上の大權に基ける既定の歳出ハ専ら命令及び條約に因りて定まるものにして前年度の豫算に因りて定まるよ非ざるなり

法律の結果よ由り又は法律上政府の義務に属する歳出は其の範圍自から明白よして且つ憲法義解の説明も概ね當を得たりと信するを以て余輩ハ更に論辨を費やす

ことを爲さるへし

憲法第六十七條は命令條約に基くの歳出及び法律の結果に由り又は法律上政府の義務に属するの歳出の政府の同意なくして議會之を廢除削減するを得ざることを規定せり然らば則ち政府の同意は何れの時期に於て之を求むるを要するか是れ第一期の帝國議會に起りたる問題なり一説を取る者は曰く憲法第六十七條は帝國議會之を廢除し又は削減するを得ざることを規定せり故に一院の議決のみにては未だ政府の同意を求むることを要せず兩院に於て確定の議決を爲すに及んて政府に始めて同意又は不同意を表すへく而して政府か同意を表せざるときハ兩院の議決ハ無効に属すべきのみと他の説を取る者は曰く貴衆兩院ハ各獨立の一体を成し各別に議決を爲するものあり故に政府の同意も亦た兩院各別に之を求めざるへからすと第一期の議會に於て政府ハ固く後説を持し衆議院も亦た終に其の議決を以て之を承認せり余は衆議院議決の正當なることを確信するものなり設し帝國議會に於て預め政府の同意を求むることなくして廢除削減の議決を爲すことを得ハ此の議決ハ後に至りて政府の同意を得ざるか爲に無効と歸することを得へからざるなり

議會の議決にして憲法法律の規定又違反することあらひ此の如きの議決ハ固より無効の議決なり然れども議會ハ隨意に六十七條の歳出を廢減するの議決を爲すの權を有すと假定せば此の議決は後日政府の同意を得ざるか爲其の効果を實際に生すること能ハざるの場合あるへしと雖とも議決自体ハ違法のものに非す從て國法上無効の議決に非ざるあり例へば兩院共同して一の法律案を議決したりとせん此の法律案にして天皇の裁可を得ざるときは議會の議決は其の効果を外界に及ぼす能はざること言を待たずと雖とも余輩ハ果して此の議決を目するに國法上無効なるの議決を以てすることを得へきか何人と雖とも蓋し然りと答ふるものなかるへし無効の議決ハ天皇の裁可あるも決して効力を生することなし裁可に由りて實際の結果を生ずるの議決は無効の議決に非す何となれば此の場合に於ても議會の議決は一般議決に属するの効力を有すれば余輩ハ嚴に無効の議決と結果なきの議決を議決したるものハ或ハ結果無きの議決たることあるへしと雖とも決して無効の

議決たることなし

憲法第六十七條の歳出と雖とも他の歳出と同しく議會の協賛なくして定むるを得へからざることハ余輩既に前節に於て之を論せり今若し議會に於て廢減を議決し政府之又同意せざるときハ如何なる結果を生すへキや他なし政府ハ前年度の豫算を施行するの外なきのみ故又増置(例へば新法を以て裁判官の定員を増したる場合の如し)若しくは新置(例へば新法を以て特別裁判所を設置したる場合の如し)の歳出は政府全く之を支出することを得へからず果して然らハ帝國議會ハ有効の議決を以て第六十七條の歳出を廢減するの結果を生することを得へキなり換言すれば議會は六十七條の歳出を廢滅するの權利を有するなり六十七條の明文に反し政府の同意なくして大權に基くの歳出及び法律上必要の歳出を廢除し又は削減することを得るなり故に第一の意見を取るときは余輩ハ全く六十七條の明文又反対するの結果に歸着するを免るゝことを能はず

是に由て觀れば憲法第六十七條ハ帝國議會議決の外に政府の同意を加ふるもの又非すして其の議決を限るに政府の同意を以てするものあり其の趣意は帝國議會か

政府の同意なくして某種の歳出を廢除削減するの議決を爲すを得ざることを規定するに在り然れども帝國議會ハ貴衆兩院より成立す兩院の議決を離れて他に帝國議會の議決なるものあることなし故に六十七條か帝國議會の議決を制限せんと欲するときは該條は唯各院の議決を制限するに由て始めて其の目的を達することを得へし一院の議決を制限するも他院に於て自由に議決するを得るときハ該條は何等の實効をも期すること能ハざるあり彼の帝國議會の四字に拘泥して一院の議決のみにてハ未だ政府の同意を求むるを要せずとするの意見の如きハ全く論理上の議決を爲すの前より求めざるへからざるなり

一院に於て六十七條の歳出を廢除削減するの豫決を爲し政府の同意を求むるときハ政府ハ其の見る所に従ひ或ハ之に同意せざることを得へし唯議會か豫算議定權の範圍を超えたる場合に於てハ政府ハ決して其の議決に同意を

表することを得す是れ實に第一期帝國議會の開會中議院の内外に於て最も盛なる論爭の焼點となれるものなり

今猶ほ世人の記憶に新なるか如く第一期の衆議院ハ第一第二の兩次會に於て豫算委員の修正したる豫算案を可決し憲法第六十七條の歳出と對し政府の同意を求めるゝ政府ハ左の趣意を以て修正案に同意せざることを覆牒せり

修正案ハ官制を變更するの點と於て豫算議定權の區域を超越したり
法律の結果に關する歲出及び契約の義務と屬する歲出を廢除削減せんとしたるは政府の同意せざる所なるのみならず法律の正文を以て規定したる事件を豫算に依りて變革せんとするは又た其の分界を誤まれり

然るに數多の議員は此の覆牒に満足せずして猶ほ其の明解を求むるか爲島田高田の兩氏より政府に對し質問を提起し政府ハ再び前覆牒の趣旨を數演して以て之に答辨せり質問の要左の如し

(第一問) 覆牒に曰く修正案は官制を變更せんとするの點と於て豫算議定權の區域を超越したりと抑も官制を定むるは天皇の大權と屬すること憲法の明示する

所にして衆議院が直接の議定權によりて之を變更し得さるゝ勿論なり然れども憲法上の大權に基ける既定の歲出も政府の同意を得れば廢除削減し得るゝ憲法第六十七條の明文と之あり本院が政府と對し同意と求めたるは全く此の條文によるものにして政府幸と之に同意を表せし隨ひて官制改革の命出づるを期す。しかし夫れ六十七條の制限以外即ち自由議決に屬するの費額は始より同意を求むるの要なしと思考す今憲法の明文によりて同意を求めたるを以て議定權の區域を超過すると云ふときハ大權に基ける既定の歲出は同意を求むるの預決をも議院は之を爲し得すとの趣意なるや

(第二問) 覆牒に曰く法律の正文を以て規定したる事件を豫算によりて變革せんとしたるは其の分界を誤れりと是れ亦た本員等の理解し能はざる所なり法律の正文あるか故に衆議院は憲法第六十七條によりて同意を求めたるものとして政府幸に之に同意を表せし法律の改正案或は政府より提出せらるへく或は議院より之を提出して以て其の局を了すへし若し法文と規定なき費目ならんにハ初より同意を請ふを要せず然るに同意を請ふたるを以て議權の分界を誤れりと云ふ

ハ政府の趣意果して何くに在るや

此の質問よ對する政府の覆謫の結果に於て正當ありと雖とも其の辨明疎略に過ぎ其の論據未だ全く固からざるか故に猶ほ幾分の疑惑を貽すの憾なきこと能はす余の見る所を以てすれば島田高田兩氏の質問は憲法第六十七條の目的を誤認し其の解釋の方法を誤りたるに基くものなり何か故に六十七條の目的を誤認したりと謂ふ該條の目的ハ豫算議定權を擴張するに在らすして専ら議會の議決權を限制するに在ることを顧みされハなり何か故に解釋の方法を誤れりと謂ふ質問者は反對推理の解釋法を濫用したれはなり

法律は啻に臣民の行爲を拘束することを得るのみならず亦た能く立法の機關を拘束す設し國家立法の機關にして法律の羈絆を受くることを能はさらんか憲法の一大部分ハ全く無効に屬すへし議院法公文式等は有れども無きに同しかるへし獨裁君主國に於てハ始より國法も無く行政法も無かるへし故に立法の機關は法律の爲に拘束せらるゝことなしとするときは是れ即ち憲法を罔みするものなり一種の法律を無効たらしむるものなり日本の國法行政法を以て明治廿三年に始まるトアスも

のなり憲法か普通の法律を束縛するの力あるハ何人も疑ひざる所なり唯前に公布したる普通の法律(憲法よ對して言ふ)を以て後に公布せらるへき普通の法律を束縛するを得るやハ未だ學說の一一定せざる所にして此の疑問に關してハ余ハ「マイヤー」及び「ゼーリヒマン」と共ハ「マルチツ」及び「エリネック」に反して否と答へんと欲するものなり(第九節參照)と雖とも立法機關か立法以外の行爲に付てハ臣民及び官廳ど均しく法律の束縛を受けざるへからざることハ人の普ねく意見を同じくする所なり蓋し立法の各機關ハ共同の行爲よ由りて法律を廢止し又ハ變更するを得へし然れども廢止變更の意志ハ法律として之を公布するに由て始めて其の効力を有するを得へきことハ余輩已に屢々之を論せり立法機關か正式に法律を廢止變更するの意志を公示するか爲めする場合を除くの外ハ其の各部共同するも決して法律の束縛を免るゝこと能ハざるなり況んや又た豫算ハ各部共同の行爲に非すして帝國議會單獨の行爲なるに於てをや

豫算の法律に非ざることは余輩既に之を論定せり其の元首の裁可を待たずして成立することも亦た余輩既よ之を明證せり豫算は議會單獨の意志に由りて成立する

ものあるときは豫算を以て法律を廢止變更することを得へしとの苟も道理を辨するものの、念頭に浮むこと能ひさるの想念なり是れ固より憲法第六十七條の規定に由て承認せらるゝものに非す又た變更せらるゝものにも非す法律の觀念に付着して離るへからざるの原則なり六十七條は單に帝國議會の議決を制限するの目的を有するものあることは余輩既に之を論せり該條を以て議會の豫算議定權を擴張したるものなるやの如く想像するゝ全く其の目的を轉倒したるものなりと謂ひざるへからず故に議會か單獨の意志を以て定むる所の豫算に由り法律を廢止變更するを得へからざるときは六十七條により政府の同意を得るも亦た法律を廢止變更するの權を得ること能はざるや明なり六十七條は毫も豫算議定權の性質と付着する所の限界を變更するものに非ざるなり

質問者曰く憲法上の大權に基ける既定の歲出も政府の同意を得れば廢除削減しうるゝ憲法第六十七條の明文に之ありと質問者曰く蓋し亦た同一の論法を以て法律と基くの歲出に適用せんとするものなるへし抑も六十七條に政府の同意なくして廢除し又は削減するを得すとあるに因り政府の同意あれば廢除し又は削減するを

得と推論するゝ唯二箇の論據を有するとを得へきのみ其の一に曰く立法者は無要の規定を設くるとなきを原則とするよ六十七條の歲出の政府の同意あるも之を廢除削減する能ひざるときハ六十七條か政府の同意なくして云々と謂ふゝ全く解すへからざるの規定となるへしと設し六十七條の歲出の政府の同意あるも毫も之を廢減を行ふことを得すと主張するの論者あらは此の駁論は極めて當を得たるものなるへしと雖とも一定の範圍内に於て猶ほ政府の同意を以て廢減を行ふの自由あらハ六十七條か政府の同意なくして云々と謂ふゝ決して無要の文と爲るものに非す該條は決して無限の廢減權を要するものに非ざるなり第二の論據は法律の禁せざる所は其の許す所なりとの假定に在り人或ハ云はん六十七條は政府の同意なくして某種の歲出を廢減することを禁したれども政府の同意を以て廢減するを禁したることを禁止を明言するを要せず國家の性質憲法法律の觀念よりして自から生するの結果ハ憲法固より更に之を明言するを要せざるあり例へば臣民の國權と服従すへしとの規定は憲法の何處も存在するや臣民は法律命令と違背することを

得すとの禁令は憲法の何處に之を明言したる處あるや元首も亦た法律を遵守せざるへからすとの原則ハ憲法第何條に之を特定したるや凡そ是等の原則ハ憲法に明文を掲げすと雖ども自から國權及び法令の性質より生する所にして實に憲法の豫定條件たるものなり論者と雖ども憲法に明文なきの故を以て臣民は國權又服従するを要せず臣民ハ法律命令に違背することを得元首ハ法律の爲に束縛せらることなしと主張するの勇を有せざるへし故に孰れの論據より立論するも質問者の意見は法理上より之を辯解すること能ハざるものあり然るよ質問者は憲法第六十七條の明文に之ありと断言して毫も疑ふ所なきものゝ如し余輩ハ其の論鋒の縱横自由無礙無障なるを驚歎せざること能ハざるなり

假りに一步を退き大權に基ける既定の歳出法律上必要の歳出も「政府の同意を得れば廢除削減するを得る」憲法第六十七條の明文に之あり」とせハ果して論者の論結又歸着することを得へきか抑も帝國議會か法律に服従するの義務を有すると均しく政府も亦た法律を遵奉するの義務を負へり議會か豫算を以て法律の執行を停止し法律上必要な制置を廢するの議決を爲すと得ざると同しく政府も亦た此の如

きの議決に同意を表すことを得す議會に於て之を議決するハ法律違反の議決なるか如く政府か之に同意するハ法律違反の同意なり故に憲法第六十七條に於て政府の同意なくして廢除削減するを得ずと謂ふときハ政府か國法上同意を表することを得ざるの廢除削減は議會始より之を議決するを得ざるの意なること知るへし質問者は曰く政府幸ふ之に同意を表せハ法律の改正案或ハ政府より提出せらるへく或ハ議院より提出し以て其の局を了すへしど是に由て觀れハ質問者ハ違法の豫算を定むるハ違法又非すして違法の豫算を施行するの行為を以て獨違法なりと認むるものゝ如し此の見解も亦た誤れり余輩請ふ數例を擧げて之を明々せん元首ハ憲法に矛盾するの勅令を定めて之を公布せり此の如き勅令と發布するの行為ハ憲法違反の行爲なること何人と雖ども之を認めざるを得ざるへし或ハ憲法又矛盾するの勅令を發するハ違憲の行爲に非すして此の勅令を實際に施行するに及んて始めて憲法違反の行爲を生すと謂ハんか違憲の勅令又副署したる國務大臣ハ違憲の答を免れて而して勅令の命する所に従ひ誠意之を奉行するの官廳は却て獨憲法違反の責を負ふの奇態を生すへし國務大臣は法律に抵觸するの省令を發せり然れど

も此の法律ハ省令の施行期限に達するの前偶然立法者の廢止する所となれり此の場合に於ては國務大臣ハ法律に背反したるの責を負ふことなきか府縣知事ハ故意に勅命に違反するの府縣令を發すること數回に及へり然れども毎回施行期限よりするの前之を廢止せり此の場合に於ては人皆其の小心法律を遵守するの良二千石なることを許すや否や蓋し勅令の違憲なる省令府縣令の違法なるハ其の發布の當時に於て憲法及び法律に矛盾する所あれハなり命令者か違憲違法の咎めを惹くは違憲違法の命令を發したるか爲にして單に之を施行したるか爲に非ざるなり豫算も亦た此の如し帝國議會か法律を廢止變更するの結果を生ずべきの議決を爲し政府か議會に對し法律の規定を實行せざるの責任を受諾するときハ此の行爲に由て既に議會も政府も背法の咎を惹くものなり豫算を實行するゝ及んて始めて違法の行爲を生するに非す若し豫算施行の前法律の廢止變更を公布することを得たるか爲豫算の違法なる所を除くことを得は是れ即ち幸よして實際に違法の結果を生ずることを免れたるものにして成立の當時豫算の違法なることを變する能はす成立の當時違法なるの豫算は始より無効の豫算なり無効の豫算ハ豫算の全く成立せざ

るに異なる所あらざるなり故に「法律の改正案或は政府より提出せられ或ハ議院より提出し以て其局を了す」るも豫算の成立に對してハ何の益する所あかるへし質問者は實に政府の再覆牒に所謂本末を誤り從ひて前後の順序を誤れるものなり

上來論するか如く法律ハ獨法律を以て之を廢止變更するとを得へし立法の手續又由に非すして政府と議會との協議より法律を廢止變更するの意志を表するハ違法の行爲なり帝國議會か憲法第六十七條に依り政府の同意を得て支出を廢除削減することを得へきハ其の廢除削減より法律に背反するの結果を生せざる場合に止れり蓋し法律の結果に由るの歳出及び法律上政府の義務に屬するの歳出の多少不動の性質を有すると常とすと雖も亦た必ずしも確定の額を成すものに非す若し法律上既に一定不動の額を成すときハ政府ハ始より之か廢除削減に同意を表するの權なく議會も亦た始より之か廢除削減の議決を爲すの權を有せずと雖ども法律上確定の額を成さざるの歳出より付て政府の同意を得たるときは議會ハ之を廢除し又は削減することを得へし例へ議院の費用會計檢査院裁判所の費用等に關し議會に於て政府の原案より載せたる費額を以て實際の必要に超過すと認むるときは

法律の實行を停止するに至らざる限り政府の同意を以て之を削減するの權を有す中央備荒貯蓄金より地方に補助するの金額の如きハ積年の經驗よ基き豫しめ之を備ふるを要せざるか如き幸なる時期に達せハ議會は或ハ政府の同意を得て全く之を豫算より除くを得ることなしとすへからず其の他恩給扶助料徵兵費徵稅費囚徒費等概ね確定の額を成すものに非す政府の義務に属する歳出に於ても公債元金償還の額、賠償費、訴訟費等亦た必ずしも變動を容れざるものゝ非す會社補助の如きも契約の性質よ依り(例へば會社の利益一定の歩合に達せざるとき補助するの類)議會は實際經濟上の狀態に照して豫め費額を豫算に載するを要せずとの意見を有することあるへし凡そ是等の場合に於てハ議會ハ法律の執行契約の履践を妨げざることあるに於て政府の同意を以て豫算額を削減することを得へし此の範圍外に逸出し又ハ其他法律の正文に反するの議決を爲すときは政府同意の有無を問へず豫算議定權の限界を超越する違法の議決あり

憲法上の大權に基ける既定の歳出も亦た議會の豫算議定權に關して法律上必要の歳出と異なる所あし然れども大權に基ける歳出中其の官制よ基くものは最も論議

の聚中したる所にして又た島田高田兩氏の質問も特に此の費目に關係するか故よりは主として官制に付て之を論せんとす其の他の費目よ付てハ推して余輩の意見を知るを得へし余輩の見る所を以てすれば直接に官制を改革することを企つるに非ざるも豫算議定の結果として現行の官制を執行すること能はざるに至らしむるハ亦た豫算議定權の範圍を超過するものなり余輩ハ世間幾多の論者の如く豫算により大權の執行を制限するを以て違法ありと言はず何となれば豫算の目的ハ始より元首大權の執行を限制するに在ればなり例へば豫算か現行官制の範圍内に於て俸給の總額を減することを認めざるへからず抑も官吏を任免するは天皇の大權なること憲法第十條の明に定むる所なり故よ俸給豫算額を減するときは自から大權の執行を限制するゝ至ること睹易きの理なりと雖とも苟も此の減額よして現行官制の範圍内に於て政府の同意を得て議決したるものなるときは何人も其の背法なることを主張するものなかるへし其の他費目の如何を問へば歳出の一項目を削除するときは自から行政事務を收縮するの必要を生ずるを常とす而して行政の權は實に元首

の大權に屬す設し天皇の大權を限制するの議決へ皆違憲なりとせり議會は殆ど政府の提出したる豫算に削減を加ふるゝ由なからへし是れ余輩の首肯すること能はざる所なり

余輩か豫算に由り現行官制を停廢するを以て違法なりとあすり現行の官制は命令より基けいなり蓋し官制の當に某々の官衙を設け某々の吏員を置くことを定むるのみに非すして亦た官廳の權限を定め其の管轄區域を區畫するものなり官制の定めたる職權の範圍内に於てするに非されば官廳は人民より對して命令することを得ず人民の當該官廳の命令に非されり之を遵奉するの義務を有せず故に官制の大綱へ必ず國家の命令を以て之を定むることを要す憲法第十條の行政各部の官制を定むるを以て元首の大權とせり故に行政官廳の官制は法律を以て之を定むるを要せずと雖ども天皇の命令を以て之を規定せざるへからざるなり余輩の既に論したる如く法律と命令とい憲法上成立の手續及び相互の關係に於て効力の輕重を異にするのみ其の人民に對する遵守の効力に至てハ兩者毫も相異なることなし當に人民に對して遵奉の義務を負ひしむるのみあらず合法の命令は法律と同しく行政官廳も

裁判所も均しく之を遵奉せざるへからず而して帝國議會と雖ども其の立法に參與して法令を廢止變更すべき法律を定むるの外法律と命令とを分たす國家一切の法規に服從せざるを得ざるなり是れ蓋し人の普ねく許す所なるへし唯想ふよ命令に基くの歲出と雖ども政府の同意を得るときハ政府は命令を廢止變更するの權を有するものなるか故に廢除削減に由りて命令に違反するの場合を生することあしと信するの論者あらんのみ然れども論者にして若し國家機關の決定したる所は決して其の自から發したる命令と背反することなし換言すれば命令者の自から發したる命令の爲に束縛せらるゝことなしと思考せり是れ實に一大誤謬なり命令者の正式の手續に從て其の命令を改廢するを得へしと雖ども現行の命令にして改廢せられるときは該命令者も亦た之を遵奉するの義務を有す而して命令を改廢するの意志は獨正式に公布したる命令を以て之を表するとを得へきなり例へ元首ハ現行官制官等俸給令を改廢するを得へし然れども現行の命令として存在する間は元首は其の規定に反して官吏を任命することを得ず又た元首か勅令を以て官廳を設置するときは該勅令を廢止せざる間の官廳の成立と必要な吏員を任命し俸給令の定

むる俸給を給與し其の他官廳を維持するか爲必要なる處分を爲さゝるへからず若し政府か此の義務を盡くさゝるときハ國務大臣は法規に違反するの責を免るゝこと能はざるへし此の説に關しては「ラーバント」の論する所頗る詳密にして且つ能く余輩の心得たるか故に余は左之を譯出して以て辨明の一助となさんとす

氏ハ曰く(公法論纂第一卷第百八十六頁以下)公法の規定に従ひ正式よ成立したる命令は法律と同しく一般遵由の効力を有するものにして官廳裁判所及び臣民ハ皆均しく之を遵奉せざるへからず而して君主ハ獨之に束縛せらるゝことなきか君主に對してハ命令ハ有れども無きと異なる所なきか命令を各箇の事件に適用し又ハ適用せざることは一に君主の好む所に隨ふへきか人若し命令の規定ハ往々私法刑法、訴訟法、行政法に如何なる重要な關係を有するやを一考せば必ず其の然らざるを知らん君主ハ法律の爲に束縛せらるゝことなしとの確言ハ法治國に適用すべからざること命令に關しても法律に關すると異なる所なし法規命令にして一たひ法に從ひ有効よ發布せられたるときは其の効果ハ全く法律の効果に同しく其の命令する所の法規ハ遵由の効力を有すること全く法律の命令する所に均し例へば獨逸帝國

刑法の規定に由り或ハ有効なる警察命令に由りて一の行爲を以て處罰すへきの行為となすときハ其の遵由の効力に關してハ毫も刑法の定むる所たると警察命令の定むる所たるとを論せざるなり刑法も警察命令も均しく臣民に義務を負ハしむるものなり臣民よ義務を負はしむる力は其の國家の命令たるよ基き此の國家命令の有効に發せられたるを以て足れりとす而して法か如何なる形式を以て有効の形式と認むるやを區別せざるなり(中略)立憲國の君主ハ其の自から發したる命令に違反するの免許狀を有するものに非す唯法律ハ立法の方法に由らすして廢止するを得ざるに反し命令ハ國法上君主命令を以て之を廢止するの權利を有するのみと豫算の命令に非ざることは余輩既に之を證明せり故に豫算を以て法律を變更することを得ざると同しく豫算を以て命令を廢改することを得す法律を廢改するの意志は獨法律に由りて之を表すを得ると均しく命令を改廢するの意志ハ獨法律又は命令に由りて之を表することを得へし豫算を以て或ハ帝國議會よ對するの約束を以て此の意志を表するは法の許さゝる所なり現行勅令の成立する間議會よ對して之か執行と停止するの責を受諾するときハ政府は自から法よ背くの責を惹くも

のなり政府は實に命令の執行を停止するの結果を生すへき議決に對しては同意を表せざるの義務を有す。故に憲法第六十七條か政府の同意なくして既定の歳出を廢除削減するを得ざることを規定するときハ政府か國法上同意を表すること能ハ。さるの廢減ハ議會始より之を議決することを得ざるや明なり勿論政府豫め官制の改正を行ひ而して後議會の議決又同意を表するときハ政府ハ背法の責を負ふことなかるへし此の如く國家常久の制度を以て毎年の議決又由りて變動せしむるは果して政治上有益あるや將た有害なるやハ余輩且らく措て之を論せず國法上帝國議會は豫算費額の削減に就て政府の同意を求むるを得へきも政府か官制を改革して而して後同意を表することを求むるの權ハ議會之を有せざるなり議會か官制の改革を求むるハ唯上奏又は建議の方法に由るを得へきのみ其の他憲法第六十七條の目的は議會の議決權を限制するに在り違法の行為ハ豫算の施行又由て始めて生ずるものに非す等の論據ハ法律上必要の歳出と同しく亦た之を大權に基ける既定の歳出に適用することを得へきものなりと雖とも余輩は前に之を詳論したるを以て茲に之を反復することを爲さゝるなり

以上論するか如く議會ハ現行の官制を停止するの結果を生すへき議決を爲すことを得す唯現行の官制を基礎として以て豫算を審議するに當り政府の同意あるときは勅令の執行を妨げさるの範圍内に於て廢除削減を行ふことを得へし此の範圍の外より出つるときは議會ハ其の豫算議定權の區域を超越するものなり衆議院の豫算委員ハ其の査定書の説明に於て一種の遁辭を設けて以て其の越權の跡を蔽へんとせり其の文に曰く政府は必ず別紙参考書に載する所の方案に據り官制其の他の改正を行ふへしと謂ふとは非す政府若し別に方案の在るあらハ之を取るも亦可なり要は唯茲より査定せる豫算金額を以て國務を料理せんことを希望するに在るのみと今人あり他人の咽喉を扼して而して之に語て曰く我敢て汝の絶息するを欲するもの非す汝若し別に呼吸の法を知らば之を用ゐるも亦た可なりと世人ハ果して此の言を賞讃して却て絶息したる者か別に呼吸の法を知らざりしの愚を笑ふへきや否や豫算委員の言實より之に類するものあり

上來詳論したるか如く帝國議會の豫算議定權は一定の限界を有す議會此の範圍内に於て必要なる場合に於ては政府の同意を經て歳入歳出の額を議定するときは豫

算の是に於てか成立せり余輩は今より前節に論定したる豫算の性質に基き豫算の國家の財政に如何なる効果を及ぼすものなるやを講究せんとする豫算の財政に及ぼすの効果の歳入と歳出と付て相同しからず

國家の歳入の租税手數料等法律命令の規定に基くもの其の大部分を占む而して是等の收入と對しては豫算の効果他の任意の行政處分に由るの收入に對するものと大に相異なる所あり

(一)憲法第六十三條に曰く現行の租税の更に法律を以て之を改めざる限り舊に依り之を徵收すと此の條文は李漏西憲法第百九條の一部に該當するものなり「レンネ」(李漏西國法第一卷第六百五十九頁)及び「アーノト」(李漏西憲法註釋第百七十六頁)は李漏西憲法第百九條に謂ふ所の現行の租税及び公納金^{アガベ}を以て憲法制定の當時に存在したるものに限らずして憲法制定の前と後とを問はず現に行はるゝの租税及び公納金と稱するものと解釋し該條の目的を以て議會の租税拒否の權を有せざることを明とするに在りとせり然れども此の解釋を以て日本憲法第六十三條に適用せんとするときは余輩は之を牽強の解釋と稱せざると得ず六十三條の専ら憲法制定の

當時に存在する所の租税と關するものなることは其の現行と謂ひ舊に依ると謂ふを以て明なり是れ苟も虛心平氣と該條を解釋する者の疑いある所なるへし蓋し六十三條は憲法發布の當時存在する所の租税の議會に於て之を豫算と載せざることあるも爲に廢止又は停止と屬することなく猶ほ舊に依りて之を徵收すべしとの規定を包含するものなり然れども人若し此の條文より反対と推論して憲法發布後に至りて新に定めたる租税の豫算を以て之を廢止し又は停止することを得へしと信する者あらは是れ大なる誤なり抑も臣民が租税を納むるの義務は租税を賦課する所の法律に由て通常確定するものにして政府の租税を徵收するか爲特別と意志を發動するを要することなし徵稅令書徵稅傳令書の性質上單に納稅者に注意を促かすものに過ぎざるなり又た官廳若しくは地方團體が徵稅令書又は徵稅傳令書を發するに其の法律に由りて負擔するの義務にして(國稅徵收法第八條第九條)政府が毎年發する所の命令に由りて始めて定まるものに非す抑も豫算は單に政府と議會との關係を定むるものとして臣民又は官廳に對して命令するの効力を有するものと非ざることは余輩既に前節に於て之を詳論せり故に豫算は決して臣民及び官廳か

法律より負擔するの義務を變更することを得へからざるなり豫算に於て某種の租税を載せざるも臣民は猶ほ法律の定むる所に従ひ之を納めざるへからず官廳も亦た法律命令の規定を遵守して之か徵収の手續を爲さるへからず國稅徵収法第十條も亦た曰く租税及び其他の歳入の法律命令の規程より従ひ之を徵収すへしと而して該條ハ其の豫算に掲載するものなるや否を問ふことなし此の如く租税の法律の結果として豫算の有無に關せず收入するものなるときハ歳入の豫算の租税の徵收に効果を及ぼすものに非ざるなり

是に由て觀れハ法律上確定する所の租税ハ憲法制定の當時存在したるものと制定後に定めたるものなるとを論せず豫算に由りて其の徵收を停止し又ハ廢止せらるゝことなし憲法第六十三條は現行の租税に與ふるに特別の保護を以てするに非ずして其の如何なる起源に由るを問はず法律を以て定むる所の租税と同一の効果を有することを確認したるに過ぎず唯其の新定の租税と異なる所ハ常久の性質を有するど法律を以てするに非されば廢止すること能ひざると在り新定の租税の法律の定むる所に従ひ或ハ一定の期限を有することあるへく又た其の廢止は或は之

を命令と委任することあるへし然れども其の正式に廢止せられざるの間は豫算より之を載せたると否とを論せず依然之を徵收すべきこと決して疑を容れざるあり此の原則ハ又た之を手數料及び其他法律命令より基くの收納と適用することを得へし何となれハ命令も一定の範圍内に於ては人民及び官廳に義務を負はしむるの効力に於て法律と異なることなけれハなり

憲法第六十二條ハ國家の歳入の帝國議會の協賛を經へきことを定めて而して其の法律命令に基くと否とを分たず果して前數項に陳ふるか如く法律命令によりて確定するの公納金は豫算より其の徵收を停廢せらるゝことなしとせば是等の收入に對する帝國議會の協賛の如何なる効力を有するものなるや將た此の種の歳入は始より議會の協賛を經るを要せざるか憲法第六十二條ハ歳入歳出の帝國議會の協賛を經へきことを定めたり而して法令に基くの收入の爲よ例外を設けたる所あることなし故に法令に基くの歳出と雖とも亦た均しく議會の協賛を經へきものなることを認むるを以て穩當とす余輩の見る所を以てすれば此の類の歳入と對する議會協賛の目的ハ公納金を徵収することを承認するにあらずして徵収したる公納

金を行政の目的と使用することを承認するに在り是れ余輩の「ヘーネル」(法律論第三百十七頁)と同意する所なり故に豫算に於て法令に基くの歳入を載せざることあるも國家は猶ほ依然として公納金を徵収すへし唯政府の徵収したる公納金を以て某年の歳出に供給するの財源となすことを得ざるのみ法令に基くの收入を豫算より削除することあるも豫算の違法の豫算に非ず從て無効の豫算に非ざるなり豫算是帝國議會の議決のみを以て成立すること余輩屢々之を論せり而して歳入に付ての歳出の如く法令に由りて定まるものを廢除削減するか爲政府の同意を要する事なし故に豫算の歳入に關し政府と議會との合意を得ざるか爲成立よ至らざるの場合なしと雖ども人設し之より推論して歳入は議會隨意に全く之を豫算より削除するを得へきことを信せれ是れ一を知て未た其の二を知らざるものなり抑も帝國議會は某種の歳出の必要又は有益なることを認めて之に同意を表すると共に又た之又充つるの財源を承認するの義務を有す歳出のみを掲載して而して之に供給するの収入を掲げざるの豫算は完全の豫算と非ざるなり(「レンヌ」季漏西國法第一卷第六百九頁参照)何となれハ一方に於て歳出の必要又は有益なることを認むるも一方

(二)法律命令に由りて確定するものと非すして毎年政府の行政行爲に由り収納するよ於て政府は之に供用すべき収入の承認なきか爲支出を爲すに由なきときは是れ眞に歳出を承認したるものと謂ふことを得へからざればなり此の如きの場合にてハ豫算ハ全く成立せざるゝ同し政府ハ憲法第七十一條に依り前年度の豫算を施行すべきあり

(三)法律命令に由りて確定するものと非すして毎年政府の行政行爲に由り収納するの歳入に對してハ帝國議會協賛の効力は大と法律命令に由りて確定するの歳入と異なるものあり此の如き歳入に付てハ議會に當に收入を以て某年の歳出に供用することを承認するのみならず亦た之を収納するの行政行爲に對して承認を與ふるものなり故に豫算よ於て此の種の歳入を定めざるときは政府ハ之を収納するか爲にするの行政行爲を行ふことを得す例へは豫算に官有財産の拂下より生ずる収入を掲げざるべきは政府は拂下を執行すること能はざるか如き是なり

(三)帝國議會に於て隨意収入の收納又は法令に基く所の歳入の使用を承認するも其の實際収入の額に至てハ概ね政府又は議會の意志を以て左右すべきに非す租稅の収入は納稅者及び課稅物件の増減、納稅不能力者の多少等に由りて年々異動を免る

、こと能はす手數料は公共制置の使用者、行政行為の要求者の多寡に從て或の豫算額に超過することあるへく或は之に達せざることあるへし官有財産より生するの收入の物價の變動等に由りて豫め一定不動の額を定むることを得へきものに非ざるなり故に議會に於て一たひ收入の欵項に協賛したるとき其の金額よりては概ね政府の意志を以て左右すべき非ざるを以て政府は議會に對して答責を有することなし是れ蓋し歳出よ反し歳入欵項定額の超過に付て事後の承諾を要せざる所以なり然れども政府の意志を以て左右することを得へき例外の場合に於ては議會の同意なくして政府隨意に豫算額を超越するを得へからざること論を待たざるなり

歳出の豫算も亦た豫め見ることを得へき須要を計るよ止まるか故に豫算議定後よりて或は避くへからざる豫算外の費用を要することあるへく或は物價の變動及び其の他の事情に由り豫算定額の不足を告くることあるへし此の場合に於ては憲法は全く豫算外又は豫算超過の支出を禁せずして單に事後承諾を要するの法と取れり憲法第六十四條二項に曰く豫算の欵項に超過し又は豫算の外よ生したる支出

あるときは後日に帝國議會の承諾を求むることを要すと故に此の類の支出は政府實際の必要に應して之を爲すことを得へし唯政府は後日に至りて帝國議會の承諾を求むるの義務を負ふのみ然れども此の如く實際の必要に應し豫算に依らすして支出を爲すは政府に屬する無限の權利に非ず憲法第六十九條に曰く避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生したる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへしとは是れ即ち第六十四條二項の支出よ對し必要な財源を供ふるものあり此の財源の定額を超過するときは政府へ更に議會を召集して臨時の必要に應する追加豫算を定めざるへからず蓋し憲法か豫算外又は豫算超過の支出に供ふるか爲特別の財源を設くるときは等の支出へ必ず此の特別の財源より之を供給せざるへからざること知るへし例へ豫算超過の支出を爲すの必要を生したる場合に於て政府か豫備費を擋きて收入の過剰より之を支出するか如きことあらば何人と雖とも政府か憲法第六十九條の精神に背反したることを疑へざるへし該條の旨に議會に對して豫備費を議決するの義務を負へしむるのみならず併せて預算外又は豫算超過の支出は政府必ず之を預備費より支出へしとの命令を包含するものな

り故に預備費の定額既に盡きたるときは政府の復た預算に依らざるの支出を爲すに由あきなり會計法第八條は預備費を以て支辨したるものハ年度經過後帝國議會の承諾を求むべきことを規定せり而して預備費外に支出したるもの付ては全く規定する所なし此の如く會計法か第八條を設くるの必要を認めながら預備費外の支出に付き事後承諾を規定せざるは何そや預備費より支出するの外預算超過又は預算外の支出あることなけれハなり

日本憲法ハ追加預算を定むることを禁するものに非ざることハ蓋し格別の異論なき所あるへし憲法は預算外又は預算超過の支出に關し事後承諾の法を定めたれども是れ決して預算の追加と兩立すへからざるのに非す憲法第六十二條ハ豫算。又。依。らす。して。爲したるの支出。又。對しては。政府。後。日。に。議。會。の。承。諾。を。求。め。ざ。る。へ。から。ざ。ることを定むるに過ぎず豫算に依るハ正則にして豫算に依らざるの支出を爲すハ變例なり追加豫算を定めて以て之に遵依するは正に正式の方法を取るものに外ならず何ぞなれハ追加豫算も亦た豫算に外ならざれハなり故に總豫算外又は總豫算又超過するの支出を要するに當て或ハ追加豫算を必要ならすとする事あるへしと

雖とも追加豫算を定むるは違憲なりと論するの理由ハ余輩決して之を見るることを得ざるなり(「レンチ」李漏西國法第一卷第六百二十頁参照)

豫算ハ政府に對し命令することを得べきものに非すして單に政府の行爲と對し議會の同意を表するものなり政府ハ此の同意を得ずして隨意に財政を行ふことを得すと雖とも財政上の行爲ハ政府の決意なくして定まるものに非す議會ハ政府の行為を限制するを得へしと雖とも政府に對して行為を命令するの權を有せざるなり故ニ議會は豫算に於て某々の歳入歳出と同意するも政府は必ず該歳入を收納し該歳出を支拂ふの義務を負ふことなし勿論法律命令に基くの歳入は政府必ず之を收納せざるへからず法律命令に依り必要な歳出は政府必ず之を支出せざるへからず是れ政府が法律命令に由りて負ふの義務なり其の他に於て政府の實際の必要と應し爲政術の指示する所に従ひ其の良心の向ふ所よ依て收入支出を爲すべきのみ豫算は政府の事業を強ゆることを得べきものに非す又た政府に對し支出を要求するの權を臣民に與ふるもの非ざるなり

帝國議會よ於て政府の豫算案と増額し又は新に項目を設くるは憲法の禁する所に

非す此の場合に於ての議會は政府の要求に先ち其の承認を公言するものなり政府若し其の支出を爲すときの議會に對して更に其必要を證明するの責なきことを示すものなり唯議會の政府要求外の議決に由りて政府に事業を強ゆるを得へからざることの前項論する所よりて明なりとす

獨逸國殊に李漏西國に於て最も盛なる政論の焼點とあり其の後引き續きて國法學の一難問となりたる豫算不成立の場合は日本の憲法既に之を豫期して以て之に備ふるの規定を設けたり蓋し豫算不成立の左の數箇の場合よ於て起るものなり

(一) 帝國議會成立に至らざるか爲豫算案を提出すること能ひると此の場合或は議員の召集に應せざるか爲に生することあるへく或は内外の情形に由り議會を召集すること能はざるか爲よ生することあるへし

(二) 帝國議會議定の結局を爲さずして閉會に至るときは是れ即ち憲法第七十一条に謂ふ所の帝國議會に於て豫算を議定せざる場合なり帝國議會解散の爲又は議事遷延の爲(勅令を以て會期を延長したるか又は開會の時期遷延したる場合に於て)年度開始前に豫算の議定を結了せざるときは亦た議定の結局を爲さずして閉

會したるの場合に同し何となれ豫算の次年度の爲に預め歳入出を計るものなるか故に年度に入りて豫算未だ定まらざるときは是れ即ち豫算の成立せざる場合に外ならざればなり歐州諸國の憲法の徃々明文を以て之を定むるものあり既よ一たひ豫算不成立の場合を生ずるときは政府は憲法第七十一條に依り前年度の豫算を施行すへし而して前年度の豫算の全會計年度に亘るものなるか故に政府の議會を解散したる後新に組織したる議會を召集するに當りても更に既に開始したる年度の豫算を之か議決に付することを要せざるなり

(三) 貴族院又は衆議院に於て豫算を廢棄し又は両院の間に意見を異にして協議効を奏せざるとき

(四) 帝國議會に於て政府の同意を求める又は政府の同意を得ずして憲法第六十七條の歳出を廢除削減し終に其の議決を改めずして閉會又は年度開始よ至るとき此の場合に於ての議會の議決の無効なり政府の提出したる豫算は議會の協賛を得ざるなり議會豫算に協賛せざるときは豫算の成立に至らざるなり

(五) 帝國議會に於て其の議決したる歳出に供用するか爲必要的なる歳入を議決せざ

るとき

(六) 憲法及び法律命令の定めたる預算組成に關するの規定に背反するとき例へ
預備費を削除したる場合の如き是なり

其の他政府背法の行爲よりて預算の成立に至らざる場合の余輩此に論究する
を要せず何とあれハ余輩の目的は専ら預算不成立の場合於て政府か如何して
之を處理すべきやを論するに在り而して政府か自己の背法行爲の結果を處分す
るの方法ハ余輩の與り知らざる所なれハなり

是等數箇の場合も備ふるものハ憲法第七十一條の規定なり該條は一方に於てハ豫
算の成立せざるか爲國家の政務を停止するの不幸を防き一方に於ては正當の預算
に依らずして濫出を爲すの危險を除くに在り該條の規定に依るときは預算成立に
至らざるの場合又ハ政府は必ず前年度の預算を施行せざるへからず或は原案を施
行し或ハ全く預算も依らずして必要の支出を爲すか如きは共に日本憲法の認めさ
る所なり(憲法義解第百三十一頁参照)是れ憲法第六十四條及び第七十一條の規定よ
り明なる所にして更に辯明を費すとを要せざるへし唯茲に一言せざるへからざる

ものは第四の場合なり豫算中憲法第六十七條の支出も關して政府と議會との合意
成らず而して其の他の部分は正當に帝國議會の議定を経たるときは如何衆議院の
議事筆記を見るに議員中或ハ此の場合も於て六十七條の歳出に關する部分に限り
て前年度の豫算を施行すべく其の他の部分に就てハ新に議會の議定を経たるもの
を施行すべきことを信するものあるか如し然れども總豫算は全部を通して一体を
成すものにして其の各部獨立して各別の豫算を成すもの非す故に豫算の一部よ
して成立に至らざることは是れ即ち豫算成立に至らざるなり豫算成立に至らざ
るときは前年度總豫算の全部を施行すべし一部ハ前年度の豫算も依り一部は半成立
の豫算も依るか如きハ憲法及び會計法の規定に反するものなり之に反して特別豫
算ハ獨立の豫算にして總豫算の一部を成すものに非ざるか故よ其の成立に至らざ
ることあるも爲に總豫算の成立を妨くることなし此の場合に於てハ唯前年度の特
別豫算のみを施行すべきなり追加豫算は其の名稱の如く本豫算に追加して之を補
正するものに外ならず是れ畢竟豫算せざるの必要に基くものなり故に次年度に於
て猶不其の必要消滅せざるときは之を本豫算に載せて帝國議會の協賛を経ざるへ

からす若し此の場合に於て豫算成立に至らざるときは政府の前年度の本豫算と追加豫算とを併せて之を施行すへし何となれば追加豫算も亦た前年度の豫算に外ならされりあり之を概言すれば、本年度の總豫算成立するときの前年度の總豫算を施行することを得ず、本年度の總豫算成立せざるときは前年度の總豫算と其の追加豫算と併せて之を施行すへし本年度の特別豫算成立するときの前年度の特別豫算と其の追加豫算と併せて之を施行すへきなり之に反して本年度の總豫算成立するも爲に前年度の特別豫算を施行するに妨なく又た本年度の特別豫算成立より至らざるも爲に政府か前年度の總豫算を施行するの權を生することなきは、前年度の特別豫算と其の追加豫算と併せて之を施行すへし例へ今年度より至らざるあり

數年の間引き續きて毎年預算成立に至らざるか如きは稀有の場合なるへしと雖とも亦た必ずしも其の起らざるを期し難きこと李漏西國千八百六十二年より六十六年に至る迄の實例に徴して明なり日本憲法に依るとき此の場合よりても亦た常に第七十一條の規定を適用することを得へし例へ今年度より至る豫算成立に至らざるあり

さるか爲昨年度の豫算を施行するときは此の豫算に定むる所の收入支出は政府其の有益又ば必要なりしことに關して責任を負ふことなく議會か後日決算を審査するに際し政府か前年度豫算の範圍内に於て收入支出を爲したことを認むるときは政府に對し責任解除を宣告せざるへからず(法律勅令に背反するや否等の點は旦らく此に論せず)故よ昨年度の豫算は今年度の歳入歳出に對しても政府財政上の責任の標準たるものなり之を換言すれば憲法第七十一條に前年度の豫算を施行すと謂ふは前年度の豫算を以て本年度の豫算と爲すの意と解釋せざるへからず何となれば今年度の歳入歳出と關し政府責任の標準を定むるものは即ち本年度の豫算と外ならざれりなり故に明年度に於ても豫算成立に至らざるときは政府の猶ほ昨年度の豫算を施行すへし此の場合に於ては前々年度の豫算を施行するは即ち前年度の豫算を施行する所以なり。

諸外國の例を案するに前年度豫算の施行の之を一定の期限外に延長することを禁せり(「ザクセン、ワイマー」會計年度六分の「コブルヒ、ゴータ」全四分の一「オルテンブルヒ」直接稅は會計年度六分の一支出は憲法爭議裁判所の判決迄「ルードルス

タット」一會計年度等是なり)是れ皆憲法の明文に基くものにして日本憲法第七十一条を解釋するの根據と爲すことを得へきものに非ず該條の規定を正當と解釋するとき、余輩は論理上本文に論したる結果に歸着せざるを得ざるなり西班牙憲法第八十五條の豫算成立せざる場合に議會の議決し國王の裁可したる前年度の豫算を施行すべきことを規定せり是れ亦た明文を以て前年度豫算を施行するの時期を限るものなり参考の爲茲に附記す

前數項に陳ふるか如く憲法第七十一條の豫算の成立と至らざる一切の場合に備ふるか故に日本の國法を論するものは該條の意義を解釋するの外深く豫算不成立の場合を講究するの要なきか如し唯前年度豫算議定の後に至りて新に法律命令を發布し若しくは契約又は國際の條約を締結したるか爲本年度に入りて前年度豫算に定めざる必要の歳出を生したる場合に余輩猶ほ少しく之を論せざるへからず此の類の歳出ハ固より憲法第六十七條の規定を適用すべきものなるか故に帝國議會は政府の同意なくして廢除削減するを得へからざること言を待たずと雖ども議會設し六十七條の規定に反して之を廢除削減を議決し又は他の事情によりて豫算の全

部成立に至らざるときは政府は宜しく如何して之を處分すべきか前年度の豫算を施行するも余輩が此に論する所の歳出ハ全く前年度の豫算に定めざるものなるか故に政府ハ之に依て支出を爲すことを得へからざるなり故に政府は或ハ全く此の類の支出を爲さゝるか又は預算と依らずして支出を爲すかの二途を有するのみ獨逸國法學者の多數は豫算不成立の場合を論して曰く人若し豫算を以て財政の唯一の根據となし政府は豫算に依らずして國法上收入支出を爲すの權を有せざることを主張するとき、豫算の成立に至らざる場合に於てハ國家は其財政を停廢し從て一切の政務を中止せざるへからずとの論結に歸着せざるを得ず此の論結の極めて不當なるは正と其の意見の誤れることを證するに足るへし抑も豫算ハ其の定むる所の範圍内と於て爲したる收入支出に對して豫め政府の責任を免するの効用を有するものなると過ぎず若し豫算成立に至らざるときハ政府は豫め責任を免るる利益を有せざるのみ此の場合に於ては政府は自己の責任を以て國家の財政を處理し後日決算報告の時に至りて宜しく議會と對し收入支出の必要なりしことを證明すへしと(「ラーバンド」獨逸國法第二卷第一千十三頁「シユルツエ」季漏西國法第二卷

第四百四十三頁「マイヤー」獨逸國法第六百十五頁「グナイスト」法律及豫算第百八十
四頁等其の説く所多少の異同ありと雖とも大要に於ては意見を同しくす)

前項陳ふる所の學説をして日本の國法に適用することを得へきものならしめは豫算成立に至らすして前年度の豫算を施行したる場合に於ても政府は前年度の豫算に定めざる必要の支出を爲すことを得へし然れども余輩の見る所を以てすれば此の意見ハ決して之を日本國法に適用すへからざるものなり日本憲法に依るときは帝國議會の協賛を經へき豫算の成立より至らざる場合より前年度の豫算直よりか地を充たすべく從て全く適法の豫算を欠くの場合を生することなし歳出中依るへきの豫算なきものハ唯其の新に生したる必要より起因するの支出にして前年度の豫算に定額なき一小部分に止れり故に豫算に依らされハ一切の支出を爲すを得ずとの説は國家の政務を全廢するの結果を生するものなりと論斷するものあれども此の論據は日本の預豫論に於て有力の論據とするに足らず論者ハ曰く豫算は豫め政府の責任を免するものに過ぎず故豫算の成立せざるときは政府ハ唯自己の責任を以て財政を施行すべきのみと然れども憲法第六十四條が國家の歳入歳出の豫算を

以て帝國議會の協賛を經へしと謂ふときは是れ即ち政府の歳入歳出に關し豫め責任の免除を得へしと謂ふに外あらず故に論者か政府は必ずしも豫め責任の免除を得るを要せずと論するハ正に憲法第六十四條の明に規定する所に反す假令政府以後日に至り議會の承諾を得て財政上の責任を解くも六十四條の規定に背反したる事實は決して之を蔽ふことを得ざるへし何となれば該條は啻々責任免除を得へきことを規定するのみならず亦た豫め之を得へきことを命ずるものなれハなり且豫算不成立の場合に於て後日の責任解除に委頼して支出を爲すことを得へしとの説ハ國法上の問題に充分なる解答を與ふものに非すして單に其の解答を與ふるの時期を延引するよ過きす是れ余輩が「エリチック」の所論(法律命令論第三百〇八頁)に同意する所なり今若し政府か豫算不成立の場合に於て自己の責任を以て支出を爲し後日帝國議會に對し責任解除を求めたるに議會之を拒否したるときは如何此時に當てハ復た議會の議決に代て責任解除を與ふることを得へきものあらざるなり故に背法の情態は「ラーバンド」等の意見に従ふも決して全く之を除くことを得す唯其の時期を延引して本年度より他の年度に移すことを得へきのみ日本憲法は其

の第七十一條に於て豫算不成立の場合備ふるの規定を設け其の第七十條又は於て緊急の需用と應するか爲特別の處分を許せり憲法既に豫め豫算不成立の場合に備ふるの必要を認めて一定の處分法を定むるときは其の他の方法を以て此の場合に處することを許さるの意なること知るへし故豫算成立に至らすして前年度の豫算を施行したるとき法律命令に基くの歳出も臣民との契約又は國際の條約又は歲出も前年度の豫算に定めざるものは豫算一切之を支出することを得ず國家の或は之が爲國際の困難を生することあるへく或は國庫に對して裁判の強制執行を行はるゝに至ることあきを保し難しと雖ども此の困難は憲法上の手段を以て之を除くことを得ざるあり

此の如く豫算に定めざるの支出は憲法第六十四條二項より六十九條の豫備費より支拂ふの外政府一切之を爲すことを得ざるか故に余輩の豫算を稱して或は「サイドラー」の如く國家財政に必要な豫備事件なりと云ふも可なり又た「エリネック」の如く財政に必要な條件なりと云ふも可なり是れ余輩の深く顧みざる所なり唯茲に一事の辯妄をするものあり豫算を以て現政府に對し全權を與ふるものとあす

の説是なり是れ獨逸に於て「レンネ」「アント」等の主張する所にして此の説は又た豫算不成立の場合を處分する方法を與へんとするものなるか故に余は左に其の要旨を擧げて少しく之を評論せんとす

此の説の要に曰く預算は當に其の定むる所の支出を爲すことを許すのみあらず現在の政府か之を支出することを許すものあり換言すれば豫算は現在の内閣に對して全權を與ふるものなり故に議會か豫算を議定せざるときは現内閣は復た行政事務を處理するの全權を有せざるを以て自から職を辭して之を新内閣に譲らざる可らずと此の説は「ラングド」既に之を駁し盡して殆んど餘す所なきか如し蓋し議會は黨派の勝敗に由て内閣の交迭と生ずるの國に於ての重要な法案にして議會を通過すること能はざるものあれば概ね以て内閣の交迭を來すと足るか故に豫算を以て特よ政府に全權を與ふるものと認むると得す之を歴史に豫算の廢棄に由て内閣の交迭を生したる英國に於ても國會政治の確立したるより以來絶て見ざる所なり況んや純然たる立憲君主主義の基くの國に於ては内閣大臣を任免するは専ち元首の大權に屬し決して他の機關の干與すべき所に非ざるをや議會の意向と由て必

す内閣の變動を來すか如きハ立憲君主國の國体に反するものなり且預算を以て單に現在の内閣に對して全權を與ふるものとなすときは論理上極めて寄怪なる結果を生すへし果して論者の言ふか如くあらは預算議定の後又至りて或事情の爲現在の内閣其の職を辟し新内閣の組織成るときハ議會ハ新内閣に全權を與ふるか爲更豫算の議定を要すと謂はざるへからず此の結果ハ蓋し論者の甘して受くる所に非ざるへし

預算を以て現在の内閣に對し全權を與ふるものとなすの説を取て之を日本の國法に適用するの不可あることハ又た左の理由より明瞭なるへし憲法第七十一條の明に規定する如く一年度の預算成立に至らざるときは政府は前年度の預算を施行すへし故に日本國法に依れハ如何ある場合に於ても決して全く預算無きの情態を生することなし唯依るへきの預算なきものハ前年度の預算に定めざる必要歳出の一部分のみ議會に於て預算を議定せざるときハ政府ハ此の一部分の支出を爲すこと能はざるの場合あるへしと雖とも經常必要の歳出ハ政府之を爲すを妨げらるゝことなく從て政府ハ通常の政務を處理する能ハざるの窮厄に陥ることなし此の如く

政府ハ議會か豫算を議定するを否とを問へず國家の政務を停止するの必要を見ざるときは毎年の豫算議定ハ決して政府に對し全權を與ふるもの非ざるなり故に豫算成立に至らす亦た前年度の豫算に定額なきか爲必要的なる支出を爲すことを能はざるの場合あるも政府は決して國法上其の職を辭するの義務と有するものに非す此の場合は到底國法の力及ハざる所なり

余輩が本節に論したる所は其の大要を左の數語に概括することを得ヘし議會の豫算議定權ハ一定の範圍を有す此の範圍を超越するときは議會の議決ハ背法の議決なり豫算成立に至らざるときは政府ハ唯前年度の豫算を施行するの一法を有するのみ前年度の豫算又定額あきものは法律上必要の歳出と雖とも豫備費の定額外又之を支出することを得ざるなり

元首は答責を有せず議會は責任なし而して大臣の責任と議會の解散とい必ずしも政府と議會との合一を保つに足らず故に政府と議會と互に幾分の推讓に由て相調和するに非ざれば立憲制度の美果ハ決して之と望むへからざるなり政府の權利は

議會宜しく之を敬すへし議會の權利は政府宜しく之を重んずへし然れども政府に權利あるも以て議會を抑壓するの具となすへからす議會も權利あるも以て政府を凌轢するの便と供すへからす國家の生活に公徳を要するゝ猶ほ社會の生活に私徳を要するか如し而して國家も於ても社會に於ても權利を以て相争ふゝ已むを得ざるの終局手段に過ぎざるなり若し夫れ政府議會各其の憲法上の權利を鬭ひして交々相凌轢するに至ては眞に以て國家不祥の事となざるを得ず余輩が豫算も關して縷述したる卑見をして一片學理上の空論止らしめは國家の幸慶何事か之に加へん

日本法令豫算論終

附言

本篇ノ草稿畧成リタル、當時余ハ未タ第二期帝國議會議事ノ報告ニ接セサリシヲ以テ本篇中、言ノ帝國議會ニ及フモノハ専ラ其ノ第一ノ會期ニ關ス又タ第二期ノ議會ニ起リタル法令預算ノ問題ハ曩ニ余カ研究ノ際自カラ問ヲ設ケテ之カ解答ヲ試ミタルモノヲ除クノ外本篇ニ論スル所ナカルヘシ
本篇ニ於テ参考シタル法令ハ總テ明治廿三年十一月現行ノモノニ係ル爾後或ハ改正セラレタルモノアルモ余ハ全ク之ヲ参考スルノ便宜ヲ有セサリシナリ
本篇ノ稿成ルヤ當府留學ノ學友法學士山崎覺次郎氏ノ校閱ヲ煩ハシ氏ノ注意ニ由テ益シタル所少ナカラス茲ニ學士ノ誼ヲ謝ス然レトモ本篇ノ論旨ニ至テハ余獨其ノ責ニ任スルコト固ヨリ言ヲ待タサルナリ

獨逸「ハルレ」客寓ニ於テ

著者識

明治廿五年二月

所賣販國諸

東京日本橋	同 同 同 同
博文館	九善商社
越後水原	同長岡
西村六平	同中高岡
上田	同 富山
學海堂	同 加賀金澤
近田太三郎	肥前長崎
鶴野常吉	筑前博多
中田書店	安藝廣島
坂井萬吉	周防山口
塞翁堂	阿波德島
吉田幸兵衛	薩摩鹿兒島
松村善助	陸前仙臺
博文支社	北海道札幌
前野長發	其他全國各書林雜誌店
文學館	高美書店
川瀬代助	大黑屋
吉岡平助	三木佐助
敬業社	東京堂
目黒支店	吉岡平助
海堂社	大坂備後町
林平次郎	同久寶寺町
博文社	京都河原町通
小林喜右衛門	同神田
大倉孫兵衛	同中橋
林平次郎	同京橋
大倉孫兵衛	同中橋
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

西村六平
上田
學海堂
近田太三郎
鶴野常吉
中田書店
坂井萬吉
塞翁堂
吉田幸兵衛
松村善助
博文支社
前野長發

記 135

明治二十五年五月二日印刷
同年五月三日出版

版權所有

東京市本鄉區駒込曙町十六番地
岡田良平寄留

著作者 一木喜徳造
發行者 高頭忠造
發刷者 北澤久太郎
發賣者 東京市本鄉區本鄉六丁目五番地
特別發賣所 東京市京橋區中橋和泉町壹番地
大坂 松村九兵衛
熊本 小林新兵衛
大坂 梅原龜七郎
長崎 次郎

終

